

米国入国時における
税関国境保護局による検査について
～個人荷物の安全な持ち込みのために～

2011年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

はじめに

米国ではテロなどの脅威から国土の安全を守るため、入国段階における検査を厳格に実施している。ビザを持たない旅行者に対しては、電子渡航認証システム（ESTA=Electronic System for Travel Authorization）を通じた申請が2009年1月12日から義務化され、さらに2010年9月8日からは14ドルの申請費用の支払いが義務付けられた。

本報告書は米国に入国する際、また個人の荷物を米国に持ち込むなどの際に留意すべき点を、米国税関国境保護局（CBP=Customs and Border Protection）の解説¹を中心にまとめたものである。

本報告書は、2011年2月にCBPのウェブサイトに掲載されていた情報を元に、さらに新たな情報を付け加えたものである。ただし、各種の規制、手続きは折に触れて変化するものであり、最新の情報はCBPやそのほか本書に記載する関係省庁などから入手するようお願いする。また、本報告書における輸入とは、特段明記のない限り主に個人利用を目的としたものを指しており、商業目的の場合は輸入条件が異なる点にご留意頂きたい。

本書の事例を通じて、水際で米国の国土の安全を守る立場にある当局の考え方を理解頂ければ幸いである。

2011年8月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ロサンゼルス事務所
海外調査部北米課

¹ <https://help.cbp.gov/app/answers/list/session/L3NpZC9tQWxaM3Zwaw%3D%3D>

目次

はじめに

【本報告書の概要】

主な英語名称の日本語訳（略式アルファベット順）

1. 米国への入国時	1
1-1 ESTAについて	1
1-2 入国にあたって	9
1-3 滞在期間について	14
1-4 Form I-94について	16
2. 旅行時に米国に持ち込む個人荷物	20
2-1 全般的な概要	20
2-2 食品	23
2-3 医薬品	31
2-4 電子デバイス、火器	33
2-5 アルコール、たばこ	36
3. 米国居住時に米国に持ち込む個人荷物	39
3-1 家具	39
3-2 自動車、オートバイ	41
3-3 ペット	49
3-4 資産、高額品	54
4. その他の個人荷物	57
5. 米国への個人郵送物	61

【本報告書の概要】

1. 米国への入国時

- ✓ 電子渡航認証システム（ESTA）の承認を得ることにより、旅行者は、ビザ免除プログラムを利用して米国に渡航する権利を認められる。
- ✓ ESTAはビザではない。有効な米国のビザを所持している旅行者は、そのビザを使用し、ビザの発行目的によってのみ米国への渡航が許される。
- ✓ 申請への回答は「渡航認証許可」「渡航認証保留」「渡航認証拒否」の3とおりある。「渡航認証許可」の通知を受け取った申請者は、ビザ免除プログラムに基づく米国への渡航が認められる。「認証保留」の通知を受け取った申請者は、72時間以内にウェブサイトの更新情報を確認して最終的な通知を受け取る必要がある。申請が却下された申請者には、米国渡航用のビザの申請方法に関する情報が紹介される。
- ✓ ESTA承認の有効期間は2年間。米国に複数回渡航する都度ESTAを再申請する必要はない。ESTAの承認を得て米国に渡航する場合、一度に滞在できる期間の上限は90日間。パスポートの残存有効期間が2年未満である旅行者には、パスポートの失効日までを有効としたESTAの承認が下りる。
- ✓ 以下の場合には、新規のESTAの承認が必要である。
 - ・ 新規のパスポートの発行を受けた場合。
 - ・ 氏名（姓または名、あるいはその両方）が変更された場合。
 - ・ 性別が変更された場合。
 - ・ 国籍が変更された場合。
- ✓ 米国に陸路で入国する場合はESTAの申請が不要。空路または海路で到着する場合には、申請が必要。グアムまたはサイパンへ行く場合には不要。

2. 旅行時に米国に持ち込む個人荷物

- ✓ 旅行中に携帯してよい物、機内に持ち込んでよい物、または機内持ち込み手荷物に入れてよい物：最終的に決定するのは航空会社。運輸保安局が航空会社の安全関連業務を監督し、各社が従うべき指針を設定する。
- ✓ 贈り物の免税範囲：米国非居住者は、贈り物として米国内に持ち込む100ドルまでの商品に関し、関税および内国歳入税を免除される。
- ✓ 商品サンプルの携行：商用旅行者の携行するサンプル（使用または販売が可能な物品）は、当人が十分な説明のついたリストを提示する場合、輸入者手荷物申告による入国が認められ、他の旅客手荷物と同様の扱いとなる。
- ✓ 衣服：個人使用や贈答品目的であれば、衣服の持ち込み量についての制限はない。

- ✓ 食品：公衆衛生の保護、環境保全、そして国内の動植物に対し壊滅的な疾病の持ち込みを防止する観点から制限が設けられている。農務省は、植物、乳製品および肉製品の持ち込みの可否に関する基準を確立しており、何を米国に持ち込んでよいかに関して最終的な決定権を持っている。個人用および商業用の食品の輸入は、農務省の食品医薬品局および魚類野生生物局による規制を受ける。
- ✓ 果物、野菜、植物、種：果物および野菜の多くは、米国への持ち込みが禁止されたり、輸入許可が必要とされたり（商業的輸入者の場合）、または原産国からの植物検疫証明書が必要とされたりする。
- ✓ 肉、牛乳、卵、鶏肉など：ドライ・スープ・ミックスやブイヨンなどこれらの材料を使って作られた製品を含め、原産国で発生した動物疾病の種類により、米国への入国が禁止あるいは制限されている。
- ✓ 乳製品：ミルク、ヨーグルト、バターなどの乳製品は、原則として持ち込みが許可されるが、これは病気の発生により変更の対象となる。
- ✓ 海産食品（ロブスター、エビ、魚、キャビアなど）：商業消費を目的としない個人消費の数量による海産食品の輸入には食品医薬品局の許可は不要。個人消費の数量による海産食品のほとんどは輸入が許されるが、絶滅のおそれのある種の場合には魚類野生生物局による制限の対象となる。
- ✓ 菓子、パン、チーズ：原則として持ち込み可。缶詰と、真空パック瓶入りの食品（食肉や家禽肉を使用した製品を含むものを除く）も、個人用に輸入される場合は原則として持ち込み可。原則として、焼き菓子類に関しては制限がない。
- ✓ 油、酢、からし、ケチャップ、ピクルス、シロップ、蜂蜜、ゼリー、ジャム：原則として持ち込み可。
- ✓ コーヒー、お茶、スパイス：個人消費用途の輸入について制限は設けられていないが、税関国境保護局係官が製品の汚染や昆虫の侵入を疑う場合、動植物衛生検査局と食品医薬品局の検査対象となる。
- ✓ 医薬品および注射針や酸素タンクなどの医療器具：麻薬や睡眠導入剤のロヒプノール、麻酔薬のγ-ヒドロキシ酪酸（GHB）、食欲抑制薬のフェンフェンなど乱用の可能性の高い特定の薬物の米国への持ち込みは認められない。潜在的に中毒性のある医薬品や麻薬を含む薬（一部の咳薬、精神安定剤、睡眠薬、抗うつ剤など）が必要な場合、税関国境保護局職員に申告する。
- ✓ アルコール：一般に21歳以上の旅行者は1人あたり1リットルを免税で米国に持ち込むことができる。これ以上の場合は課税対象となる。

3. 米国居住時に米国に持ち込む個人荷物

- ✓ 米国外で購入した家具：国外で購入した家具を米国に送る場合、貨物の引渡しを受けるため別送品申告書の記入を求められる。

- ✓ 彫刻、流木、家具、絵画の額縁、楽器を含む完成品、加工品、自然に風化した製品および合板は、米国への持ち込みが可能。ただし、税関国境保護局が検査できるように、当該品目の申告が必要。
- ✓ 自動車、オートバイ：燃料の排出についての環境保護庁の要件、バンパーおよび盗難防止についての米国運輸省の基準を満たさなければならない。外国登録の車両、自動車またはオートバイを米国内で登録する前に、税関国境保護局に対して輸入申告したことを証明できなければならない。
- ✓ ペット：衛生、検疫、農産物あるいは野生生物についての要件と禁止の対象となる。米国外に持ち出され、帰国するペットにも、初めて米国に持ち込まれるペットと同一の要件が適用される。輸入申告が必要。
- ✓ 通貨・金銭・有価証券等：税関国境保護局は、通貨に対する関税を徴収しない。しかし、米国から出国する、または米国に入学する旅行者には、1万ドル以上の換金可能な有価証券などを「通貨または有価証券等の国際輸送に関する報告書」(Form FinCEN 105) に書いて報告する義務がある。
- ✓ ダイヤモンド、装飾品、宝石、ルビー、サファイア、エメラルド、真珠：国外で購入した場合、通関時に税関国境保護局指定書式 6059B による申告が必要。シエラレオネ、アンゴラ、およびリベリアから輸入されるダイヤモンドには制裁措置がある。
- ✓ 古美術品：税関国境保護局では、製造された時点からの経過年数が輸入時に 100 年を超える物品を古美術品とみなしている。輸入者がその物品が製造された時点からの経過年数を証明できる場合は免税となる。

4. その他の個人荷物（ゴルフクラブ、エア銃、羽毛製品、植物、昆虫、土など）

- ✓ ゴルフクラブ：商標権の保護を受ける物品は、個人用に 1 個だけ購入し、米国に持ち帰ることができる。ゴルフクラブ 1 本など、1 品目（1 個）のみを対象としている。ティー 1 箱やゴルフボール 1 箱は常識的な範囲で許される。
- ✓ エア銃、エアソフト銃、ペイント銃：銃器のフレームや尾筒を組み込んだ銃器の改造品（AK-47 の改造品など）でなければ可能である。
- ✓ リモコン操作が可能な玩具（飛行機、ボート、車など）：原則として連邦通信委員会（FCC）が定める電波の発射に関する基準の対象となる。
- ✓ 犬や猫の毛皮を含む製品：米国では、輸入、輸出、流通、輸送、製造、販売が禁止されている。2000 年 11 月 9 日以降、2000 年犬猫保護法（Dog and Cat Protection Act）は犬または猫の毛皮を含む品目の差し押さえおよび没収を要求している。
- ✓ 鳥インフルエンザが大発生した国からの鳥の羽根や羽毛を含む製品：枕、掛け布団、アクセサリなど、鳥の羽根や羽毛を使用した商品を現在鳥インフルエンザが大発生している国から輸入することは可能で、動植物衛生検査局による許可は不要。一

方、商品に加工される前の大量の羽根や羽毛は動植物衛生検査局の許可が必要で、原産国による健康証明書も必要である。

- ✓ 虫、昆虫：動植物衛生検査局の許可を得る必要がある。
- ✓ 土：各種の危険生物を米国に持ち込む容易な経路となることから、動植物衛生検査局により厳格に管理されている。

5. 米国への個人郵送物

- ✓ 郵便で輸入できる品目：米国郵政公社（USPS = U.S. Postal Service）経由で合法的に郵送可能か否かは、郵政公社のウェブサイトを参照。価格が2,000ドル以上の商品の輸入の場合、郵便では受取人まで送れない。米国に輸入される価格が200ドル以下の商品のほとんどは免税になる場合が多いが、その価格が200ドルを超えた場合は関税が課されるだけでなく、郵便の取り扱い手数料も発生する。
- ✓ 海外から米国に自分の所有物を送る場合：外国の郵便局の職員から国際税関申告書への記入を求められる。贈り物の場合には包装の外側に「unsolicited gift（依頼品ではない贈り物）」、個人の所持品の場合には「personal goods returned（個人の所持品の返送）」、個人用に新たに購入した品物の場合には、「personal purchases（個人用購入品）」と表示する。
- ✓ 処方薬の郵送：原則として、米国への処方薬の郵送は許可されていない。しかし、旅行者の滞在が一時的であり、かつ旅行者の処方薬を送ってもらう必要がある場合、いくつかの手続きが必要。薬を郵便で送ると、食品医薬品局の検査官による検査が行われるまでかなり時間がかかる可能性がある。税関国境保護局係官の注意を引くため、医師のレターが入っているという記述を荷物の外面に表示することが重要。クーリエサービス（民間の国際宅配サービス）の利用がより良い選択。
- ✓ アルコール飲料の郵送アルコール飲料を郵便で送ることは、米国の郵便関連の法律により禁止されている。
- ✓ 贈り物の郵送：依頼された品ではない善意による贈り物は、その適正な売価が100ドルを超えず、また同じ日にその受取人が100ドルを超える贈り物を受け取ることがない場合に限り、免税品として税関国境保護局を通関できる。価格が100ドル以下であるギフトパッケージ（複数のパッケージを1つにまとめたものも含む）は、包装の外側に「Unsolicited Gift（依頼品ではない贈り物）」と表示しておく、税関国境保護局の通関が円滑に進む。

以上

主な英語名称の日本語訳（略式アルファベット順）

動植物衛生検査局 (APHIS = Animal and Plant Health Inspection Service)

税関国境保護局 (CBP = Customs and Border Protection)

国土安全保障省 (DHS=Department of Homeland Security)

運輸省 (DOT = Department of Transportation)

環境保護庁 (EPA = Environmental Protection Agency)

電子渡航認証システム (ESTA=Electronic System for Travel Authorization)

連邦通信委員会 (FCC = Federal Communications Commission)

食品医薬品局 (FDA = Food and Drug Administration)

魚類野生生物局 (FWS = Fish and Wildlife Service)

内国歳入庁 (IRS = Internal Revenue Service)

植物保護検疫局 (PPQ = Plant Protection and Quarantine)

運輸保安局 (TSA=Transportation Security Administration)

農務省 (USDA = U.S. Department of Agriculture)

ビザ免除プログラム (VWP=Visa Waiver Program)

1. 米国への入国時

1-1 ESTA について

電子渡航認証システム (ESTA=Electronic System for Travel Authorization)²は、ビザ免除プログラム (VWP=Visa Waiver Program)³を利用して米国に渡航する訪問者の資格と、そうした渡航により法執行上またはセキュリティ上のリスクが発生するか否かを判断するための自動システムである。

ESTA の承認を得ることにより、旅行者は、ビザ免除プログラムを利用して米国に渡航する権利を認められる。

ESTA はビザではなく、ビザが要求される場合に米国のビザの代わりとなるための法律上の要件を満たすものではない。有効な米国のビザを所持している旅行者は、そのビザを使用し、ビザの発行目的によってのみ米国への渡航が許される。有効なビザを使用して渡航する旅行者は、ESTA を申請する必要はない。有効なビザがあっても米国への入国が許可される保証がないのと同様に、ESTA の承認があっても米国への入国が許可される保証はない。

ESTA の申請では、氏名、生年月日、パスポート情報などの個人識別用のデータを提出し、特に伝染病、一定の犯罪に関する逮捕または有罪判決、並びに過去におけるビザの取消や強制送還の有無などのビザ免除プログラムの資格を確認する質問（これらは機上で記入する I-94W 入国管理書式の質問と同じである）に英語で回答しなければならない。また、フライト番号と米国内の目的地の住所などの渡航情報が判明していれば、それも質問され、米国に渡航するたびにその情報を更新するよう依頼される（ただし、これは義務ではない）。

ESTA の申請は、入力情報がオンラインで送信された後、関連する法執行データベースと比較、照会される。ほとんどの場合に、ESTA はビザ免除プログラムに基づく渡航を直ちに承認する。

ESTA の申請に対しては、「渡航認証許可」「渡航認証保留」「渡航認証拒否」の三通りの返答がある。「渡航認証許可」の通知受け取った申請者は、ビザ免除プログラムに基づく米国

² http://www.aphis.usda.gov/animal_health/index.shtml

³ http://www.cbp.gov/xp/cgov/travel/id_visas/business_pleasure/vwp/

への渡航が認められる。「認証保留」の通知を受け取った申請者は、72 時間以内にウェブサイトの更新情報を確認して最終的な通知を受け取る必要がある。申請が却下された申請者には、米国渡航用のビザを申請する方法に関する米国国務省の情報が紹介される。

ESTA の申請が承認されれば 2 年間有効であり、米国に複数回渡航する際に改めて別の ESTA を再申請する必要はない。ESTA の渡航情報は米国への渡航ごとに更新できるが、これは義務ではない。ESTA の承認を得て米国に渡航する場合、一度に滞在できる期間の上限は 90 日である。

ESTA の申請が承認されたものの、パスポートの残存有効期間が 2 年未満である旅行者に対しては、そのパスポートの失効日までを有効とした ESTA の承認が下りる。

連絡先情報または渡航情報を更新するには、「ステータスの更新または確認」⁴のタブをクリックする。これには、申請番号が必要である。申請番号を紛失した場合は、渡航情報を更新できないが、米国に渡航することはできる。

以下の場合には、新規の ESTA 承認が必要である。

- 新規のパスポートの発行を受けた場合。
- 氏名（姓または名、あるいはその両方）が変更された場合。
- 性別が変更された場合。
- 国籍が変更された場合。
- 例えば、道徳的に墮落した犯罪に関して有罪判決を受けたり⁵、接触伝染性の病気にかかったりするなど、旅行者の状況が変更された場合。このような変更があった場合には、米国への渡航にビザが必要となることがある。再申請を行い、状況の変更を申請に反映させておかないと、米国到着時に入国を拒否されることがある。

国土安全保障省（DHS=Department of Homeland Security）は、渡航者がビザ免除プログラムを利用して米国に渡航することを知った時点で直ちに ESTA を申請することを勧めている。

なお、ESTA については、税関国境保護局（CBP = Customs and Border Protection）のウ

4

https://esta.cbp.dhs.gov/esta/esta.html?_flowExecutionKey=_c88FE29B3-7B2E-32FD-20E0-FD046EEE D4A6_k31AD63DA-847C-3C89-1075-CC2185ECF140

⁵ http://travel.state.gov/visa/frvi/ineligibilities/ineligibilities_1364.html#Ineligibilities

ウェブサイト⁶、国土安全保障省ウェブサイト⁷、日本の外務省のウェブサイト⁸、などに解説がある。

●ESTAの申請が必要となる者

- ・ビザ保持者である場合：

必要なし。有効なビザを持って米国に渡航する者には、ESTAの申請義務はない。しかし、ビザを保持していても、そのビザではなくビザ免除プログラムに基づいて渡航する場合には、ESTAの申請が必要になる。例えば、渡航者がF1ビザを持っているが、商用またはレジャーが目的で米国に最大で90日まで滞在する場合（かつビザ免除プログラム対象国の国民である場合）には、ビザ免除プログラムに基づいて渡航することになり、その場合には渡航前にESTAを申請しなければならない。

渡航者がビザ免除プログラム対象国の国民でない場合は、ビザを使用しなければ米国に入国できないので、ESTA申請は不要である。

- ・合法的永住者（Legal Permanent Resident）であり、かつビザ免除プログラム対象国の国民である場合：

必要なし。ESTAの申請義務はない。

- ・ビザ免除プログラム対象国の国民であり、かつカナダまたはメキシコから米国を訪れる場合：

陸路で入国する場合はESTAの申請が不要である。米国に空路または海路で* 到着する場合には、ESTAの申請が必要である。

- ・ビザ免除プログラム対象国の国民であり、かつ米国で飛行機を乗り継ぐだけの場合：

米国で乗り継ぎをするだけの場合も、ESTAを申請しなければならない。申請画面の住所のフィールドに、「In Transit（乗り継ぎ）」と入力すること。

⁶

https://esta.cbp.dhs.gov/esta/application.html?_flowExecutionKey=_cA4EF344A-D72B-207C-8CB3-B8B9AC2787A7_k0DC96647-B93B-DEE8-10F3-C5BBDB6DD006

⁷ https://esta.cbp.dhs.gov/esta/WebHelp/helpScreen_ja.htm

⁸ http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us_esta.html

- ・ビザ免除プログラム対象国の国民であり、グアムまたはサイパンへ行く場合：
必要なし。これらの米国領土へ行く場合は ESTA 申請が不要である。
- ・ビザ免除プログラム対象国の国民である幼児と旅行する場合：
幼児であっても、その幼児自身の ESTA 認証番号が必要である。

●旅行計画が確定していない状態で ESTA の申請は行えるか

ESTA の申請は行える。渡航の日時が確実にわかっていなくても、ESTA は申請可能である。渡航情報は記入が必須ではないため、空欄にしておく。日時を入力した後で、計画が変更になった場合、税関国境保護局は情報の訂正を求めるが、渡航者にはその義務はない。旅行計画を変更しても、渡航承認は影響を受けない。

ESTA の申請時には、滞在予定の場所が不明であっても構わない。申請時には、その情報を提出しなくともよい。

●ESTA 申請の承認の確認

自分のステータスを ESTA 上で確認するためには、申請のページ⁹へ行って「ステータスの確認」をクリックすればよい。各自の情報にアクセスするためには、ESTA 申請番号、生年月日、およびパスポート番号が必要である。申請番号を覚えていない場合は、再び申請を行う必要がある。税関国境保護局からは申請番号を提示できない。

ESTA を申請する場合に、承認ステータスを知る（そして自分の申請が問題なく提出されたことを確認する）ためには、申請番号を受け取った後に「次へ」をクリックする必要があるが、ESTA を申請したことや申請が承認されたことに関し、当局から申請者に E メールなどによる確認が送られることはない。最後の「次へ」で表示されるページが、申請者の受け取る唯一の通知である。申請者が申請の更新や確認に必要な申請番号を印刷せず、また、書き留めなかった場合には、再申請を行う必要がある。

自分のステータスを確認する時に「申請が存在しない」というメッセージが表示された場合は、最初の申請時にエラーがあったことを意味するので、再申請の必要がある。承認ステータスが「承認済み」、「承認待ち中」、または「却下済み」と表示されるページが出て

9

https://esta.cbp.dhs.gov/esta/esta.html?_flowExecutionKey=c6F05FA83-A970-1A79-385D-4D20F1CF A034_kFDD8DC6F-E1DD-C625-FE46-D6FB4E560E1F

来るまでは、確認作業を続けること。

●ESTAの有効期間

ESTA 認証は、原則として 2 年間有効である。つまり、渡航のための ESTA 認証を一度受け取れば、その後 2 年間は再申請をしなくともよい。申請者は自分の渡航情報を更新できるが、この更新作業は任意であり、義務ではない。

ESTA 認証を受け取った場合でも、申請者が米国に 2 年間滞在してよいわけではない。ESTA 認証はビザ免除プログラムの条件に基づいて米国に渡航することを許可するに過ぎず、申請者が米国に滞在を許可される日数は 90 日以下である。申請者が 90 日より長い期間の滞在を計画している場合は、最寄りの米国大使館または米国領事館でビザを取得しなければならない。

ただし、申請者が新しいパスポートを取得した場合、または申請者の氏名、性別、または国籍が変更になった場合には、新しい渡航認証を申請する必要がある。申請者のビザ免除プログラム資格確認の質問に対する回答が一つでも変更された場合も、これが必要である。

●ESTA 申請の入力情報を間違えた場合

重大な間違いから軽微な間違いまで 3 通り紹介する。

1. 失効日やパスポート番号などのパスポート関連情報、氏名や生年月日、出生国などの個人認証情報の入力を間違えた場合。

再申請を行うこと。前回の申請が承認された場合は、新規の申請が可能はずである。申請システムに入り、「申請」ボタンをクリックすること。更新機能を使用しても、パスポート情報や個人認証情報は変更できない。最初の申請が却下された場合は、再申請を行う前に 24 時間待たなければならない。前回の申請が承認された場合でも、その最初の申請時からブラウザが閉じられていなければ、システム上、再申請ができない。申請者が申請をしたばかりで、入力情報を変更しようとしてもできない場合は、ブラウザを一度閉じてから、もう一度開いてみる。新規の申請を提出すると、それ以前の申請は自動的に無効となる。

2. E メールアドレスや住所、電話番号、貴方の渡航の詳細に関する情報の入力を間違えた場合、またはそれらが変更になった場合。

「ステータスの更新または確認」¹⁰ボタンをクリックして情報を更新できる。ESTA 承認は、この種の情報に変更があったか否かに関係なく 2 年間有効であり、変更があれば更新することが要請されるが、その更新は申請者の義務ではない。

3. ビザ免除プログラムに基づく米国への渡航資格に関する質問に対し、誤った回答をしたために承認が拒否された場合。

申請者が質問を誤解した、あるいは申請者の背景情報中の何かが却下の理由¹¹になると思ったが、後にそうではないことが判明した場合は、税関国境保護局に連絡して回答の確認を求めることを勧める。例えば、申請者は飲酒運転での有罪判決が「人道にもとる犯罪」に当たると思ったが、後にそれが米国への入国審査上で「人道にもとる犯罪」とはみなされないことを知った場合、申請者はその質問に対してイエスを選択した理由を説明する E メールを税関国境保護局に送り（言い換えれば、自分が何の罪で逮捕された、ないし有罪判決を受けたかを税関国境保護局に伝え）、それが「人道にもとる犯罪」とみなされるかどうかを質問するべきである。

「人道にもとる犯罪（詐欺や麻薬所持など）」またはその他の理由により、ビザ免除プログラムに基づいて米国に来る資格が申請者がないことが判明した場合、ビザを申請することが米国入国のためにできる唯一の選択となる。ビザ申請の時点で、過去の行いや現在の状況が審査され、大使館は申請者に現在、訪問者ビザまたはその他の種類のビザで米国を訪問する資格があると判断するかもしれない。ESTA の申請時に虚偽の情報を入力した場合、米国行きの飛行機に搭乗できたとしても、米国に到着した直後に強制送還され、その後最長で 20 年間米国への入国を禁止される。

●自分の ESTA 申請を検索すると、「申請書が見つかりません」と表示される

申請を最後まで行わなかったと考えられる。申請番号を目にした時点で作業が完了したと思い、その次の渡航認証ステータスを確認するページまで作業を継続しなかったことが考えられる。申請書の記入を完了させなければ、その申請書は ESTA に登録されない。再申請¹²を行って、渡航認証ステータスのページまで全部の記入を完了すること。「次へ」を押

¹⁰

https://esta.cbp.dhs.gov/esta/esta.html?_flowExecutionKey=c6F05FA83-A970-1A79-385D-4D20F1CF A034_kFDD8DC6F-E1DD-C625-FE46-D6FB4E560E1F

¹¹ http://travel.state.gov/visa/frvi/ineligibilities/ineligibilities_1364.html#Ineligibilities

¹²

https://esta.cbp.dhs.gov/esta/esta.html?_flowExecutionKey=c378EEADF-EBBB-13D9-C82E-B4B8AA

す前に、自分の申請番号を必ず印刷しておくこと。そうすれば次回に何かの情報を更新したい場合にも、番号を手軽に用意できる。

●自分の ESTA 申請番号が見つからない（または印刷しなかった）場合

セキュリティやプライバシー上の懸念があるので、税関国境保護局は ESTA 申請番号を紛失または忘れた人に、その番号を知らせることはできない。申請番号を紛失または忘れた場合、申請者は再申請を行って別の番号を取得する必要がある。申請者の古い申請番号は自動的にキャンセルされ、新しい番号が発行される。

申請番号を紛失すると、申請者はシステム内の連絡先情報や渡航情報を更新できなくなる。申請者のファイルを探すためには、申請番号が必要である。しかし、ESTA の渡航情報の更新は、申請者の義務ではない。その情報を税関国境保護局に提供するかどうかは申請者の選択による。したがって、申請番号を紛失し、次回の米国への渡航に関する情報の更新ができなくなっても心配することはない。

申請者は申請番号を印刷したものを飛行機に搭乗するために提示する義務はない。その番号は航空会社に電子送信されている。

申請者が承認ステータスの確認を待っており、ログインしてステータスを見るための申請番号を保持しなかった場合、申請者は再申請を行う必要がある。

●ESTA の申請が却下された場合

ESTA の申請が却下されたものの旅行を続けたい場合は、米国大使館または米国領事館で非移民ビザを申請する方法もある。

安全保障法／プライバシー法に基づき、税関国境保護局は ESTA 認証の却下理由を申請者に伝えることができない。しかし、最もよくある理由には、以下のようなものがある：

1. 前回訪問時に、認証期間よりも長く米国内に滞在した。
2. 前回訪問時に、訪問者として来たが、許可なく労働に従事した。
3. 過去に米国への入国またはビザを否認された。
4. ビザ免除プログラムの資格に関するその他の質問にイエスと回答した。
5. 以前に紛失した、または盗難に遭ったと報告し、後に発見されたパスポートの番号

[0F1B67_k5F3E91CA-BC79-A130-4391-E8507F561D16](#)

を使用している。

最初の 4 つの例では、申請者はビザ免除プログラムに基づいて米国を訪問する資格がないかもしれないが、ビザがあれば訪問できる可能性もある。パスポート番号が問題である場合は、新しい番号が付いた新しいパスポートを取得すれば解決する可能性がある。

自分に関する ESTA 認証が不当に却下されたと考える申請者は、国土安全保障省のウェブサイト上にある旅行者救済質問プログラム (DHS Traveler Redress Inquiry Program - DHS TRIP)¹³を通じて救済申請を届け出ることができる。

却下から 24 時間以内であれば、ESTA 承認を再度申請できるが、申請者の状況に変更がない限り、あるいは申請者が資格関連の質問の解釈を本当に間違えたのでなければ、渡航の認証を受ける資格がないため、非移民ビザを申請する必要がある。

なお、ESTA の資格を得る目的で虚偽の情報を使用して再申請を行った場合、米国への渡航資格を永久に喪失する可能性がある。

¹³ http://www.dhs.gov/files/programs/gc_1169676919316.shtm

1-2 入国にあたって

●米国に入国する時に一定額の金銭を所持している必要があるか

外国から米国を訪問する渡航者が米国への入国を許可されるためには、税関国境保護局係官に対し、自らが十分な資金（旅行、宿泊、娯楽、食事などを支出するためのクレジットカード、現金、トラベラーズチェック、マネーオーダーなど）を所持していることを証明しなければならない。

税関国境保護局係官は、旅行者が限られた資金しか持っていない場合があることを知っている。そうした場合、税関国境保護局係官はその旅行者が不十分な資金しか持っていない理由を裏付けるために提出された情報に基づいて入国を許可するかどうかを判断する。

自分の家で食事などをふるまう前提で米国外の人物を招待する場合には、その者が税関国境保護局係官への提示を目的に、招待する旨を書面で確認しておくことを勧める。この招待状には、招待者の氏名と住所を記載しておくべきである。招待状があっても米国への入国許可が保証されるわけではないが、税関国境保護局係官が状況を十分に評価するための一助にはなる。

最後に、税関国境保護局は頻繁に米国市民がインターネット上で国外の第三者からそそのかされ、詐欺の被害に遭ったという報告を受けている。典型的な手口は、入国する際に税関国境保護局に 2,000 ドル持っていることを証明しなければならないなどと言って、旅費やビザ取得経費の名目で米国市民に金銭やクレジットカード情報を送れと依頼するものである。税関国境保護局は米国市民に対し、直接会ったことのない人物に金銭を送ることを勧めない。詐欺を行う者はたいてい金銭を受け取った後旅行を延期するための言い訳を続ける。詳細な情報に関しては、この問題に関する国務省の警告のサイト¹⁴を参照のこと。

●ビザのスタンプが失効済みのパスポートに押されている場合

渡航者のビザのスタンプが、失効済みのパスポート、あるいは米国滞在期間の末日から 6 ヶ月以内に失効するパスポートに押されている場合には、新しいパスポートを取得する必要がある。

しかし、新規にビザを申請する必要はない。米国到着時に、新しいパスポートと、有効なビザスタンプが押されている失効済みの旧パスポートの両方を持参して税関国境保護局

¹⁴ http://travel.state.gov/travel/cis_pa_tw/financial_scams/financial_scams_3155.html

係官に提示すればよい。

米国は日本を含む特定の国々との間においてのみ「米国滞在期間の末日から6ヶ月¹⁵後までパスポートが有効である」という要件を適用しないという合意を締結している。

●入国管理データベースに入力された個人情報に誤りがあり、社会保障番号（SSN=Social Security Number）の取得などに関して支障が生じる場合

渡航者は米国移民帰化局（USCIS）に連絡して、情報を修正する必要がある。渡航者が米国に入国する際に、税関国境保護局が渡航者の書類を確認する間に、渡航者の情報が移民帰化局に送られてデータが入力されることになっている。移民帰化局は、渡航者に直接出頭して訂正を申請することを要求する。自分の I-94（米国に入国する外国人訪問者に対して税関国境保護局係官が発行する入国／出国の記録）のコピーを取り、それが付いたパスポートを持って、最寄りの移民帰化局の事務所¹⁶に行かなくてはならない。多くの事務所が事前予約なしの申請を受け付けていないので、事前に電話でアポイントメントを取っておくことを勧める。

●妊娠中の米国への訪問

妊娠中の外国人による米国への入国を禁止する具体的な規則は存在しないが、入国は、それを担当する税関国境保護局係官の裁量により許可または拒否される。その税関国境保護局係官が、渡航者が政府の被保護者になる可能性がある（すなわち、渡航者が米国訪問中の医療費を担保する保険に加入していないため、政府が医療処置を提供しなければならなくなる）と判断した場合、入国を拒否される。

米国への入国を許可するかどうかを判断する時に、税関国境保護局係官は渡航者の子の出生予定日と、米国滞在期間を考慮に入れる。また、税関国境保護局係官は、渡航者が米国内にいる間に必要となる医療費を担保する十分な医療保険に加入していることの証拠を要求する。予期されているかいないかに関係なく、米国にいる間の医療費を十分に担保する医療保険に渡航者が加入していないと判断されれば、入国を拒否される可能性がある。

なお、出産を目的とした渡米は、有効な渡航理由ではない。

¹⁵

http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/travel/inspections_carriers_facilities/clp/bulletins/clp_bulletin_04162008.ctt/clp_bulletin_04162008.pdf

¹⁶ <http://www.uscis.gov/portal/site/uscis>

●両親が付き添わない子供連れの旅行

児童（18歳未満）が片方の親だけ、または親でも法定代理人でもない者と共に旅行している場合、児童誘拐の事例が増えているので、児童に両方の親が付き添っていない限り、その児童のもう一方の親からの（児童が祖父母やおじ、おば、兄弟姉妹、または友人と共に旅行している場合は、両親が署名したメモ）「私は、私の妻／夫／その他の者が、私の息子／娘と共に国外を旅行することを了解している。私は彼／彼女／その他の者に私の許可を与えている」旨を陳述したメモを成人が携帯することを、税関国境保護局は強く推奨する。

税関国境保護局は、そのメモを公証することも推奨する。

仮に税関国境保護局がこうしたメモの提出を要求した際にそれを持っていない場合には、当該児童の保護状況が十分に調査されるまでの間、渡航者は拘留される可能性がある。その児童に親権のある第二の親が存在しない（死亡、単独親権など）場合には、裁判所の照明、片方の親だけの記名がある出生証明書や死亡証明書などがあれば有用であろう。

児童と共に旅行する成人は、この文書が米国では要求されないが、その他の多くの国では要求されること、公証済み許可状ないし出生証明書を提出しない場合は旅行者の入国が拒否される可能性がある（カナダは、これに関して非常に厳格な要件を設定している）ことも承知しておくべきである。

米国市民またはカナダ国民である15歳以下のすべての児童も、陸路または海路で旅行をする場合には出生証明書のコピーを携帯すべきである。16歳から18歳までの者は、成人が監督する学校、あるいは宗教的、文化的、または体育的なグループの一部として旅行する場合にはパスポートを要求する規則の適用を免除されるが、全員の出生証明書のコピーを所持している必要があり、そのグループのリーダーは児童のリストなどを提示し、そのグループにいる児童全員が親または保護者から旅行の許可を得ている旨の証明書に署名すべきである。友人または家族と共に旅行するだけである場合、16歳から18歳までの者に関しては、その他の15歳以上である米国人およびカナダ人のすべての者と同じく、パスポートが必要である。

空路で旅行する場合は、幼児を含む全員に関し、失効していないパスポートが要求される。

●海外メディア関係者の、米国への入国に際するビザの必要性

米国への入国に際し、ビザは必要である。渡航者の職業（レポーター、ジャーナリスト、映画撮影スタッフ、編集者など）に関連する事業活動の実行または従事を目的として米国に一時的に入国するつもりであれば、I ビザ（報道関係者ビザ）で米国に入国する必要がある。I ビザを持たずに米国への入国を試みた場合、税関国境保護局係官は貴方の入国を拒否することがある。ビザ免除プログラムの対象国から来る場合でも、I ビザを持っている必要がある。ビザ免除プログラムは、入国を申請する外国メディアの代表者には適用されない。I ビザを申請する場合には、その外国メディアに雇用されていることを証明する文書が必要である。I ビザに関する詳しい情報を入手し、雇用の証明としてどのような文書が受け入れられているかを知るためには、国務省のウェブサイト¹⁷を確認すること。

渡航者がメディアを代表するレポーターまたはジャーナリストであり、会議またはミーティングに出席するために米国を一時的に訪問するつもりであり、かつ、その会議またはミーティングに関する報告を米国内にいる間も外国に帰った時点でも行わない場合は、B-1 ビザ（短期商用ビザ）で渡航してよい。しかし、税関国境保護局係官に入国を申請する時の混乱を避けるために、I ビザを取得するほうが利便性は高いだろう。事業目的でメディアの代表者として米国を訪問する場合、B-1 ビザでは制限がより多くなる。

I ビザに加えて、米国に到着する時には、パスポートのほか、税関国境保護局係官に提示する報道機関からの信任状など、その他の旅行用身分証明書も必要である。

非移民ビザの申請手続きには、数カ月かかることがある。渡航者の国籍のある国にある米国大使館領事部のウェブサイトから申請方法を確認し、面接の予定を組み、ビザ申請にどの文書が必要であるかを確認するべきである。

●国境を徒歩や車両、飛行機で、正式な入国管理港を訪問せずに通過することの是非

北部または南部の国境を通過して米国に入国する者は、税関国境保護局係官のいる入国管理港¹⁸を通過して入国しなければならない。唯一の例外は、自動的な I-68 プログラム（カナダ国境でのボート着陸時におけるプログラム）¹⁹のステータスを使用して入国する場合であり、この場合には年に一度の登録と電話による入国通知を行えば十分である。現在、徒歩（すなわちバックパッキング、ハイキング、ジョギングなど）、または飛行機で米国に入国

¹⁷ <http://www.travel.state.gov/>

¹⁸ <http://www.cbp.gov/xp/cgov/toolbox/contacts/ports/>

¹⁹ http://www.cbp.gov/xp/cgov/travel/pleasure_boats/boats/cbbl.xml

する個人に対して、入国時の要件の適用を免除するプログラムは存在しない。係官のいる営業中の港を通して入国しない場合は、不法入国とみなされ、罰金または米国外への退去を命じられることがある。

米国を出国する旅行者に、税関国境保護局係官のいる営業中の入国管理港を通して出国することを義務付ける規則は存在しない。しかし、米国から自動車などを持ち出す場合には、旅行者がその車両の所有者であることを税関国境保護局係官が確認できるようにするために、入国管理港を通して出国することが要求される。また、陸路で米国を離れる場合、メキシコとカナダはいずれも正式な入国管理港を通して入国することを旅行者に要求する。したがって、どこから米国を出国しようと、必ずしも米国法に違反することにはならないが、メキシコやカナダには合法的な入国管理港を通して入国しなければ、直ちにいずれかの国の法律に抵触することになる。

米国を離れる前に、渡航先の国を確認し、その国の入国時の要件が確実に満たされるようにするべきである。

●米国での未払いの交通違反切符がある場合

税関国境保護局は、交通違反切符、特に走行中の違反に関する罰金を支払うことを強く勧める。令状が発行されない限り、未払いの交通切符があるために旅行者が逮捕されることはないが、記録上に違反行為が残っていると審査がより厳しくなる可能性がある。

1-3 滞在期間について

●B-1 ビザ、またはB-2 ビザの場合の滞在期間

B-1 ビザ（短期商用ビザ）およびB-2 ビザ（短期観光ビザ）は、通常10年間有効である。滞在が許可される期間は一回の訪問当たり6カ月までだが、一部のカテゴリーの訪問者は、追加で6カ月の滞在期間の延長を申請できる。米国滞在中に、最初の入国時に受け取ったForm I-94に書かれた期間内に再入国する限り、カナダ、メキシコ、またはカリブ海諸国（キューバ以外）に30日まで滞在し、米国に再入国することができる。

例えば、2011年7月10日にB-2ビザで米国に来る場合、11月10日以後にカナダないしメキシコに行き、2012年1月10日までに米国に再入国することができる。しかし、6カ月の期間が2012年1月10日に終了するので、旅行者は超過滞在を避けるために、その日までに米国から出国しなければならない（滞在期間の延長を申請しない限り）。

英国など、その他の国を訪問して米国に戻る場合、米国への再入国は初回訪問の過程における隣接国からの再入国ではなく新規の入国とみなされるので、入国検査はより厳しくなる。税関国境保護局係官は、旅行者が他国を訪問した後に何度も繰り返し米国に戻るのではなく、国籍を持つ国に戻って生活する意図が旅行者にあることを示す証拠を要求するだろう。B-1ビザまたはB-2ビザは、訪問目的で米国に来ることを許可するものだということを忘れてはならない。税関国境保護局係官が、旅行者は事実上の居住者になろうとしているのではないかとの疑いを持たれば、入国は拒否される。

再入国できるのは、もちろん入国資格が継続している場合に限られる。ビザ発行後に旅行者が逮捕された、または違法行為を犯して旅行者の名前で令状が発行された場合には、再入国は拒否される可能性がある。

●滞在期間の延長

ビザ免除プログラムに基づいて滞在を許可された者が、緊急事態により滞在許可期間中に米国から出国できない場合、旅行者の一時滞在の場所に対して管轄権を持つ米国市民権移民局の地区ディレクターが、自らの裁量により、30日を超えない範囲で、出国の猶予期間を与えてくれることがある。旅行者はその期間中に出国できれば、指定期間を上回る超過滞在なしに訪問を完了したとみなされる。入院や、フライトの取消または24時間以上の遅延を発生させるような状態（すなわち天候や労働者のストライキ）など、本当の緊急事態に限られる。そうでなければ、ビザ免除プログラムに基づき訪米中の旅行者は、最初に

許可される 90 日間を延長できない。

旅行者の超過滞在が天候に関連する緊急事態によるものであり、搭乗まで空港の近くに滞在していることから、米国市民権移民局事務所に行くことができない場合がある。旅行者が次回訪米時に上記の超過滞在の理由を問われることがあるので、税関国境保護局はこうした緊急事態が発生したことを証明するもののコピーを取っておくことを提案する。たとえば、入缺済みのチケットや、大嵐に関する新聞その他の報告を含む航空会社によるフライト取消の告知などが挙げられる。

●滞在期間の延長が却下された場合

米国市民権移民局による滞在期間延長を却下するレターが発行された場合、旅行者は原則として、その日付から 30 日以内に米国から出国しなければならない。

30 日以内に出国しない場合、強制送還可能とみなされる。旅行者の滞在期間の延長が却下された場合に、海外の領事館の記録には旅行者が入国期間内に米国から出国しなかったことを示す記録が残るため、米国市民権移民局は次回米国のビザを申請する際に支障が生じる可能性があるとして警告する。

次回、新しいビザを申請する時に領事館に提出できるように、却下のレターと出国日の証拠（搭乗券があれば最善だが、別の国への入国を証明するパスポートのスタンプも有用）を確実に保持しておくこと。これらがあれば、見かけ上の超過滞在が緩和され、訪問時に超過滞在をした人に通常適用される 5 年間の制限なしに貴方がビザを更新できる可能性が高まるかもしれない。

1-4 Form I-94 について

●I-94 とは

Form I-94（以下、I-94）は、米国に入国する外国人訪問者に対して税関国境保護局係官が発行する入国／出国の記録である。入国を許可する税関国境保護局係官が訪問者のパスポートに I-94 を添付して出国日のスタンプを押すので、訪問者はその日付までに米国から出国しなければならない。

訪問者は、米国から出国する際に、I-94 を税関国境保護局係官または航空会社の担当者に提出しなければならない。これが税関国境保護局係官または航空会社の担当者に提出されない場合、その訪問者は「不法滞在者」とみなされ、その後米国に再入国を試みる時に入国を拒否される場合がある。

●I-94 を紛失した場合、情報が不正確である場合、スタンプが押されなかった場合

I-94 に出国日のスタンプが押されなかった、または記入に誤りがあった場合は、最寄りの税関国境保護局繰延検査所（DIS=Deferred Inspection Site）²⁰または港²¹で訂正を受けることができる。事務手続の時間が限られている事務所が多いため、事前に電話をかけるなどして、窓口で対応できる職員がいることを確かめること。

I-94 を紛失した、または盗難にあった場合は、再発行を受けなければならない。米国市民権移民局²²、電話 1-800-375-5283）に問い合わせ、改めて I-94 を申請する必要がある。カナダ国民に対しては通常、ビジネスまたは観光旅行用の I-94 は発行されない。

米国市民権移民局に延長を請求した後で新しく発行された I-94 に誤りがある場合、米国市民権移民局が訂正を行わなければならない。

●米国出国時に I-94 を返さなかった場合

²⁰

http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/toolbox/contacts/deferred_inspection/deferred_inspection_sites.ctt/deferred_inspection_sites.pdf

²¹ <http://www.cbp.gov/xp/cgov/toolbox/ports/>

²² <http://www.uscis.gov/portal/site/uscis>

パスポートに留められた I-94（白色）または I-94W（緑色） 出国記録を自国に持ち帰ってしまった場合、出国が正しく記録されていない可能性がある。

（注） I-94（白色）は、ビザを所持している場合。 I-94W（緑色）は、ビザ免除プログラムによる場合。

空路または海路の商業的な輸送業者（航空会社やクルーズ会社）を使用して米国を出発した場合、米国からの出国は独自に確認できるので旅行者は何もする必要がないが、出発便（米国からの）の搭乗券や乗船券を取っておけば、次回米国に戻った時の再入国がより速く済む可能性がある。

陸路または自家用船や自家用機で出発した場合には、記録を修正する必要がある。米国から期限内に出国したことを証明しない場合、または入国時に許可された期間内に出国したことを妥当に証明しない場合には、次回米国への入国を申請する時に、税関国境保護局は旅行者が許可された期間を超えて米国に滞在したと考える可能性がある。その場合、ビザが取り消されたり、入国前の外国地点に即時送還されたりする可能性もある。

ビザ免除プログラムに基づき、滞在を許可された期間を過ぎて米国内に残る訪問者は、米国領事館からビザを取得しない限り、その後は米国に再入国できなくなる。したがって、旅行者がビザ免除プログラムの訪問者で、カナダまたはメキシコのいずれかに陸路で渡航した後に飛行機に乗ったが、米国を出る時に緑色の I-94W が回収されなかった場合、期限内に米国から出国したことを登録することが特に重要である。

旅行者がそうせずに米国の入国管理港に到着し、ビザを持たずにビザ免除プログラムに基づく入国を求めたとすれば、税関国境保護局係官は旅行者を入国前の外国地点に即時送還する命令を下す可能性がある。旅行者がビザ免除プログラムの訪問者であっても、空路または海路の輸送業者を使用して米国を離れたのであれば、心配する必要はない。

I-94 出国記録を戻さなかった場合は、出国の記録をつけるために、旅行者は米国を離れたことを証明する文書と共に、未回収の I-94 出国記録を以下の宛先まで送付されたい：

DHS - CBP SBU
1084 South Laurel Road
London, KY 40744

旅行者の I-94 出国記録または出国を証明する情報を、米国大使館または米国領事館、米国内のその他の税関国境保護局事務所、または上記以外の宛先に郵送してはならない。将来の不都合を防止するために税関国境保護局の記録に必要な修正を加えられるのは、上記

のみである。なお、上記のケンタッキー州ロンドンの事務所は旅行者からの連絡に対して返事をしないので、旅行者の記録が更新されたかどうかの確認を依頼しないこと。

出国を確認するために、税関国境保護局は以下を含むさまざまな情報を考慮する：

- カナダなどの他国から自国に飛行機で帰った場合は、その出発に使用した搭乗券の原本。
- 米国から出発した後に別の国に入国したことを示すパスポートへの入国／出国スタンプのコピー（パスポートの中の、完全に白紙でないすべてのページのコピーを取り、写真のある個人識別用のページを含める）。

並びに、以下のような、その他の証拠のコピー：

- 米国から出国した後に旅行者が別の国で労働したことを示す、雇用主からの日付入りの給与明細書または給与伝票。
- 米国から出国した後に旅行者が別の国にいたことを示す、日付入りの銀行取引記録。
- 米国から出国した後に旅行者が別の国にいたことを示す、米国外の学校の出席記録。

並びに、

- 米国から出国した後に旅行者が別の国にいたことを示す、旅行者が米国を離れた後の買い物に関する旅行者の氏名が表示された日付入りのクレジットカード領収書（但しクレジットカード番号は削除すること）。

税関国境保護局が状況を理解して旅行者の記録を迅速に修正するうえで役立つように、英語の説明レターを含めるとよい。旅行者の陳述は、上記のような証拠がなければ受け入れられない。資料の原本を送る場合、コピーを取っておくべきである。税関国境保護局は、処理が終わっても、資料の原本を返却できない。

旅行者の入国資格に関して税関国境保護局係官から質問される場合に備えて、税関国境保護局に送った資料のコピーを次回米国に入国する際に所持しておくことを勧める。こうした資料を携帯していれば、ケンタッキー州ロンドンの事務所が何らかの理由で旅行者の記録を修正していない場合でも、入国の時点でこれを修正できる。

米国滞在中にカナダ、メキシコ、またはカリブ海諸国に短期間の旅行（30 日以内）に行く場合は、I-94 または I-94W を保持しておくこと。これは、自国に戻るために米国を離れる時にだけ返却するべきものである。

フライトのキャンセルや遅延、医者の診察を必要とする健康上の緊急事態など、旅行者の裁量では対処が不可能な不測の事態を原因とする出国の遅延は、許可のない超過滞在とはみなされない。しかし、それが認められるためには、旅行者は次回米国に渡航する時に、超過滞在の原因の証拠を持参する必要がある。航空会社の遅延に関しては、遅延を確認するレターまたは入缺済み搭乗券のコピーを航空会社に依頼すること。

2. 旅行時に米国に持ち込む個人荷物

2-1 概要

税関国境保護局は、魚類野生生物局、農務省、疫病管理予防センターなど他の 40 の政府機関を代表し、数百の法律を施行している。これらの機関は、安全でない物品が米国に持ち込まれないことを求めている。税関国境保護局職員は、入国地点に常時待機し、あらゆる脅威から米国を守る責任を負っている。

税関国境保護局が、米国への入国を防ぐ製品とは、公衆衛生、公共の安全、米国人労働者、児童、あるいは国内の動植物の生態を損なうもの、あるいは米国の国益を犯すものである。怪我の原因となる製品、あるいはその可能性のある製品でも、全く無害に見える場合がある。しかし、外見だけでは判断できない。

米国から海外に旅行する際、持ち帰る予定の物品についてそれらが禁止、制限されていないことを税関国境保護局に確認すべきである。禁止品には、危険なおもちゃ、衝突の際に乗員を保護しない車両、ブッシュミート（野生動物の肉）、あるいはアブサン（菓草系リキュール）や睡眠導入剤のロヒプノールなどの違法薬物などが含まれる。また、連邦政府機関から特別な免許や許可の取得が義務付けられている制限品には、火器、特定の果物や野菜、動物製品、動物副産物、いくつかの動物が含まれる。

●旅行中に携帯してよい物、機内に持ち込んでよい物、または機内持ち込み手荷物に入れてよい物

旅行中に携帯してよい物を最終的に決定するのは航空会社である。運輸保安局が航空会社の安全関連業務を監督し、各社が従うべき指針を設定する。何を機内に持ち込んでよいか、もしくは手荷物に入れてよいかを確認するには、旅行者が利用予定の航空会社に連絡するか、運輸保安局のウェブサイト²³を参照するか、または運輸保安局に電話（1-866-289-9673）で問い合わせること。

●免税で米国に持ち込める数量

²³ www.tsa.gov

免税扱いについては税関国境保護局の公表資料「出発前の予備知識」²⁴を参照。

●贈り物の免税範囲

非居住者は、他の人への贈り物として持ち込む 100 ドルまでの商品に関し、関税および国内歳入税を免除される。この免税を申請するためには、米国に 72 時間以上滞在しなければならない。この贈り物に関する 100 ドルの免税枠は、その全部または一部を 6 カ月に 1 回だけ申請できる。この中に葉巻 100 本は含めてよいが、アルコール飲料は含まれない。その葉巻はキューバ産であってはならない。

複数の家族構成員の贈り物に関する免税額は、合算できない。例えば、ある夫婦が米国に住む友人のために 200 ドルの贈り物 1 点を持ち込む場合、家族の構成員 1 名のみが贈り物に関する 100 ドルの免税を申請でき、残る 100 ドルについては均一関税率が適用される。しかし、夫と妻それぞれが 100 ドルの贈り物を 1 つずつ持ち込むことは可能で、税関国境保護局が課すその他すべての要件が満たされていれば、それぞれに贈り物に関する免税が認められる。なお、税関国境保護局の検査を受ける必要があるため、品物に贈答用の包装を施さないこと。

●商品サンプルの携行

携行品として商品サンプルを持ち込む旅行者については、簡素化されたルールが設けられている。商用旅行者の携行するサンプルは、当人が十分な説明つきリストを提示する場合、輸入者手荷物申告による入国が認められ、他の旅客手荷物と同様に到着地で通過できる。入管局長が指名する査察官によって検査が行われ、必要な担保の額が決定される。物品がサンプルでも 500 ドル以上の価値がある場合、特別なインボイスあるいは説明つきリストが提出されなければならない。これらの簡素化手続きの下、通常保証なし担保あるいは現金預金が義務付けられる。

税関国境保護局では、サンプル品は受注のために使用するものとして厳密に定義している。原則として、サンプル品はその使用または販売が可能な物品であってはならない。たとえば、衣服のサンプルはそれ自体が商品とはなり得ないよう、十分にその外観が損なわれていることが必要である。これには、落とせない汚れを付けたり、スタンプで「SAMPLE」

²⁴ <http://www.cbp.gov/xp/cgov/travel/vacation/kbyg/>

と表示するなどの方法がある。購入者側による評価のために消費が必要となるサンプル（食品、飲料、香水など）については一般に免税扱いは適用されない。ただし、アルコール飲料に関しては特定の制限条項がある。

詳しい情報については「商品見本に関するインフォームドコンプライアンス（Informed Compliance Publication on Commercial Samples）」²⁵を参照。

●衣服

一般的に、個人使用や贈答品目的であれば、衣服の持ち込み量についての制限はない。個人の免税限度を越える場合、物品関税を支払わなければならない。

●印刷物に対する関税

大部分の印刷物は免税である。統一関税率表（Harmonized Tariff Schedule）の第49章²⁶を参照。

²⁵http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/legal/informed_compliance_pubs/icp066.ctt/icp066.pdf

²⁶<http://www.usitc.gov/publications/docs/tata/hts/bychapter/0910C49.pdf>

2-2 食品

●食品全般

食品に関する持ち込みの可否に関する規則は、非常に変更されやすい項目であるため、ここでは総論のみにとどめる。新鮮な、または包装された食品の持ち込みの可否に影響を与える病気や害虫は、前触れもなく世界中で発生する。すべての食品を申告しなかった場合は、民事罰の対象となる可能性がある。

旅行先の地域や国により、果物、肉、あるいはその他の農産物の持ち込みが認められる。公衆衛生の保護、環境保全、そして国内の動植物に対する壊滅的な疾病の持ち込みを防止するために、制限が設けられている。食品物品の申告を怠る場合、最高 1 万ドルの罰金が課せられる。

通常、以下は認められる。

- 油、酢、マスタード、ケチャップ、ピクルス、シロップ、蜂の巣のない蜂蜜、ゼリー、ジャムなどの調味料
- ベーカリー製品、キャンディー、チョコレートなどの食品
- 固形チーズ（ハードチーズとソフトチーズ）、バター、バター・オイル、ヨーグルトやサワークリームなどの発酵乳製品は、制限されていない。液体中のチーズ（カッテージチーズ、リコッタチーズなど）と、生クリームのように流れるチーズは、口蹄疫発生国からの持ち込みが禁じられている。肉を含むチーズは、原産国によって、禁じられている。
- 個人消費のための、缶詰製品と真空パック瓶詰め製品（肉・鶏肉製品を含むものを除く）
- 個人消費のための魚類あるいは魚製品
- 原材料が英語で示されている、オリジナルの容器に封印されたパウダー飲料。しかし、その持ち込みの可否は、引き続き税関国境保護局の農業専門官の裁量により、判断される。
- ベーカリー製品、キャンディー、チョコレート、乳製品と卵の原材料を含むドライ・ミックス（ベーキング・ミックス、ココア・ミックス、ドリンク・ミックス、インスタント・ケーキ・ミックス、インスタント・プディング・ミックス、水で戻された粉ミルクあるいは粉ミルク製品を含むリキッド飲料ミックス（砂糖を含むものを含む）、ポテト・フレーク、乳幼児用調製粉乳）で、商業ラベルが貼られ最終的な包装がされた状態のもの。

税関国境保護局係官は、入国管理港と陸海の国境沿いに常駐しているため、法律やその他の政府機関の求めに応じた執行を現場で行う。食品の輸入を取り締まる規制は複雑であ

るので、税関国境保護局係官は持ち込みの可否に関して専門家に連絡し、情報を聞くことが必要なこともある。専門家に連絡できない場合、食品を介して感染する病気の米国への侵入を予防するために、食品は留置されることがある。これは、米国民の健康、そして国内の植物や動物の生命などを保護するために行われることである。

農務省は、植物、乳製品および肉製品の持ち込みの可否に関する基準を確立しており、何を米国に持ち込んでよいかに関して最終的な決定権を持っている。農務省のウェブサイト²⁷には、旅行者向けの情報が載っている。植物および植物製品の持ち込みの可否に関しては、(301)734-0814 または 1-877-770-5990 に電話で問い合わせることもできる。

●食品に対する重量制限

個人用および商業用の食品の輸入は、農務省の食品医薬品局および魚類野生生物局による規制を受ける。これらの機関は、輸入される特定の食品に多少の制限を課す場合がある。

たとえば、魚類野生生物局は米国内に持ち込めるキャビアの量に制限を設けている。税関国境保護局は魚類野生生物局から、旅行者が持ち込めるキャビアを 125g までに制限する権限を与えられている。旅行者がこれを超える量を所持していた場合はその商品を差し押さえるよう、税関国境保護局は指示を受けている。

●果物、野菜、植物、種

果物および野菜の多くは、米国への持ち込みが禁止されたり、輸入許可が必要とされたり（商業的輸入者の場合）、または原産国からの植物検疫証明書が必要とされたりする。すべての果物および野菜は、税関国境保護局係官に対して申告される必要があり、いかに害虫がいないように見えても検査用に提出されなければならない。

果物と野菜の持ち込みは、多くの要因に左右される。例えば、搭乗直前に海外の空港でリンゴを購入し、食べなかった場合、そのリンゴの米国への持ち込みを税関国境保護局が認めるかどうかは、どこでそのリンゴを購入したか、米国到着後にどこに行くのかによって異なる。地中海産のトマトについても、同様である。生鮮果物と生鮮野菜は植物の害虫や病気を米国に持ち込む可能性があるため、これらの要因は重要である。

輸入された果物と野菜が引き起こす問題の代表例は、1980 年代の地中海ミバエの発生で

²⁷ <http://www.usda.gov/wps/portal/usda/usdahome>

ある。発生により、カルフォルニア州と連邦政府は、害虫駆除に約1億ドルを費やした。1人の旅行者が汚染された果物の一片を持ち帰ったことが、発生の原因であった。生鮮果物あるいは生鮮野菜の米国への持ち込みは、避けるのがベストである。しかし、持ち込みを予定する場合には、税関国境保護局に問い合わせるか、農務省・動植物衛生検査局（APHIS = Animal and Plant Health Inspection Service）のホームページの許可のセクション（APHIS - Permits）²⁸に掲載されている、ここには一般的に認められた、許可が必要な物品のリストがある。

米国入国地で農産物の申告を怠った場合の民事罰は、初犯の場合は300ドルの罰金である。2回目の違反について、罰金は500ドルへと増額する。罰金の対象とならないよう、全ての農産物を税関国境保護局の検査に提出し、持ち込みの可否について農業専門家の判断を仰ぐこと。

新鮮な果物やドライフルーツ、野菜およびその他の植物製品の輸入は、農務省の動植物衛生検査局により厳格に規制されている。一部の新鮮な果物や野菜については米国に到着する旅行者による持ち込みが許されているが、そのリストに記載される種類は少なく、またそのような品目が生産される国での病気の大発生や害虫の侵入状況に応じて頻繁に変更される。許可品目リストを確認してから品物を購入しても、米国到着時にも当該製品が許可品目リストに含まれている保証はない。

すべての食品は税関国境保護局の職員に申告しなければならない。本来なら輸入が許可されるはずの品目であっても、申告もれがあった場合にはすべて自動的に差し押さえられる。

果物および野菜に関する動植物衛生検査局のマニュアルには、米国への持ち込みが許される品目が国別に記載されている。場合により、たとえばブラックベリーなどの特定の品目を持ち込めるのは米国内の特定の通関手続港に限られる。このことは、その食品が記載されている欄に示されている。たとえば、「NA」はメリーランド州ボルティモアから始まる北大西洋の通関手続港を示している。訪問先の国の情報へと進む前に、参考情報の部分の最初に記載されている注記をよく読むことが望ましい。なお、税関国境保護局の職員は動植物衛生検査局のマニュアル²⁹に従って米国への輸入可否を判断する際、その食品がどこで購入されたかではなく、その食品の生育場所を知る必要があることから、原産国表示のない食品の輸入はいかなる状況下でも許されない可能性が高い。

²⁸ http://www.aphis.usda.gov/plant_health/permits/fruitsandvegs.shtml

²⁹ http://www.aphis.usda.gov/import_export/plants/manuals/index.shtml

植物および植えつけを意図した植物については、規制対象品の輸入には動植物衛生検査局の植物保護検疫プログラム（PPQ = Plant Protection and Quarantine）による許可が必要である。対象には苗木、少量の種子、球根および切り花、ランなどの保護対象となる植物や植物製品および絶滅の寸前または絶滅のおそれのある植物種がある。

植物および種子の輸入に関する情報は直接動植物衛生検査局のサイト³⁰で確認すること。ここには庭園用の植物及び種子の輸入規則を説明したマニュアルがある。

●動物製品

肉、牛乳、卵、鶏肉およびこれらの製品は、ドライ・スープ・ミックスやブイヨンなどこれらの材料を使って作られた製品を含め、原産国で発生した動物疾病の種類により、米国への入国が禁止あるいは制限されている。大半の国からの、生鮮（冷蔵あるいは冷凍）、ドライ、燻製、完全に調理された肉は、通常禁じられている。缶詰の肉は、牛海綿状脳症（BSE）の発生している国の牛肉、子牛肉、ラム、マトン、鹿、ヘラジカ、バイソンなどを除き、入国は許可されている。大半の地域からの、生卵を原材料に含む製品は、禁止されている。

旅行者が米国に持ち込める動物製品については非常に厳格な制限がある。動物製品の持ち込みが許されるか否かは、その原産国またはその製品の加工や包装が行われた国での病気の状態により決まる。そのような病気の状態は極めて短時間で変化する可能性があることから、そのような製品を購入した旅行者は通関時に没収されることも覚悟しておく必要がある。

そのような製品が差し押さえられるその他の理由には、申告を怠った場合があり、その場合は自動的に差し押さえられる。また、税関国境保護局職員が検査に供された製品の原産国や、どのような性質のものかを特定できない場合にも差し押さえる理由となる。国外で購入された商品のラベルが英語で表示されていることは非常に少なく、絵や類似の名前を通じて税関職員がその成分を特定できない場合、その輸入は認められない。また同じ理由で、ラベルのない食品の輸入も許されない。

原則として、その商品が調理済みで、また常温で安定な冷蔵を必要としない包装（缶入りや密閉容器）に収められており、かつ、鳥インフルエンザ、狂牛病、豚コレラなど各種

³⁰ http://www.aphis.usda.gov/import_export/plants/plant_imports/Q37.shtml

の病気の影響を受けている国からのものではない場合、その輸入は許可されることがある。

動植物衛生検査局³¹には病気のリストおよびその影響を受けた国のリストが示されている。

※動植物衛生検査局マトリクス

このマトリクスはかなり頻繁に更新されるが、病気の大規模な発生からマニュアルが更新されるまでに多少の遅れが生じる場合がある。そのため、このマトリクスを正式な輸入可否の判断に使うことは望ましくない。

一般的な多くの製品について、その輸入可否を以下に示す。

- 塩漬けベーコン - カナダからの輸入またはダブリン空港およびシャノン空港の免税店での認定済豚肉製品の販売を特別に許可された2社のもの以外は、不可
- ソーセージ - 不可
- サラミおよびその他の塩漬け調製食品 - 不可
- プロシュート - 不可
- パテ - 調理済みで密閉容器に収められたものは許可の可能性はある。それ以外は不可
- フォアグラ - 調理済みで密閉容器に収められたものは許可の可能性はある。それ以外は不可
- パルマ、イベリア、セラノのハム - (301) 734- 7633、または、(301) 734-3277 に問い合わせること。特定の製造所のみが認定済の輸出業者となっており、ハムには証明書とシールが付いていなければならない。
- 固形ブイヨンおよびスープの素 - 牛肉またはその他の反芻動物（ヤギ、羊など）の肉をベースにしたブイヨン製品で BSE（狂牛病）の国からのものは輸入できない（基本的に欧州全域またはマルティニクや英領バージン諸島などの欧州地域のもの は不可）。アジアからの家禽をベースにしたブイヨン（鳥インフルエンザ発病のおそれが高い）は輸入できない。ブイヨンなどの輸入が不可となるその他の病気についてはマトリクスを参照すること。

2010年1月14日以降、商業貨物として、または個人輸入として米国に輸入される調理済みの豚皮（ローストポークの上皮）で、特定の外来動物の病気に冒された国や地域からの

³¹ http://www.aphis.usda.gov/animal_health/index.shtml

ものについては、その原産国または原産地の行政当局が発行した証明書の原本を添付しなければならない。

米国内の食料品店にもこれらの製品が並んでいることから、なぜ自分の手荷物としてこれらの製品を持ち込めないのか分からない、という不満を持つ人は多いが、その理由は、(食料品店で売られる食品の) 商業輸入の場合は極めて大規模な許可と検査の手順が定められているが、自分用に商品を購入する旅行者は、そのような手順を利用できないためである。

外国の免税店の多くは動物食品を販売しているが、単に免税店で販売されているからというだけの理由でその商品を米国に持ち込めるとは限らない。そのような食品を購入する場合、持ち込みが認められない可能性もあることを念頭におく必要がある。

●乳製品

ミルク、ヨーグルト、バターなどの乳製品は、原則として持ち込みが許可されるが、これは病気の発生により変更の対象となる。卵は持ち込みが許可されることがあるが、外来ニューカッスル病や鳥インフルエンザが頻発するので、持ち込みが拒否される可能性は非常に高い。保存処理により硬化させたパルメザンやチェダーなどのチーズは原則として持ち込みが許可されるが、ソフトカードのような柔らかいチーズや水に浸されたチーズ(リコッタ、フェタなど)は、そうではない。ブリエチーズは、肉を含んでいなければ持ち込みが可能である。

●海産食品(ロブスター、エビ、魚、キャビアなど)

海産食品の輸入は、食品医薬品局および魚類野生生物局の監督を受けるが、商業消費を目的としない個人消費の数量による海産食品の輸入には食品医薬品局の承認は不要である。個人消費の数量による海産食品のほとんどは輸入が許されるが、絶滅のおそれのある種の場合には魚類野生生物局による制限の対象となる。

たとえば、税関国境保護局には、旅行者が持ち込みを許されるキャビアを125gのみとする権限が魚類野生生物局から与えられている。旅行者がこれ以上のキャビアを所持していた場合、その商品は差し押さえの対象となる。

●菓子、パン、チーズ

パンや焼き菓子類、飴、チョコレート、保存加工済みのチーズは、原則として持ち込み

が許可される。缶詰と、真空パック瓶入りの食品（食肉や家禽肉を使用した製品を含むものを除く）も、個人用に輸入される場合は原則として持ち込みが許可される。

原則として、焼き菓子類に関しては制限がない。農務省の動植物衛生検査局³²には、承認済み製品の一般的リストがあり、焼き菓子類はそのリスト中に記載されている。

ただし、原産国がどこか、卵が生であったか否か、加熱調理済みであるのが全部か一部か、原産国で発生している動物病のステータスによって可否が決定されることがある。

なお、月餅については、中国の伝統的なねり菓子であり、その中身には卵黄や肉を含んでいる場合が多い。一般に農業上の危険性から、鳥インフルエンザ（HPAI/H5N1 型）、外来性ニューカッスル病（END = Exotic Newcastle Disease）、またはその他の家畜の病気が大発生している国からの月餅の輸入は拒否される。一般に月餅に含める卵として許される唯一の形態は、生地に混ぜられて完全に焼かれ、1つの成分としてその包装に表示されている場合である。月餅の中身に禁止される卵や肉が入っていないことを税関国境保護局の検査職員が確認できない場合、その輸入は拒否される。

食品の輸入に関する最新の情報は、農務省の動植物衛生検査局のウェブサイト³³を参照するか（このリンクで「Table A-1-9」までスクロールダウン）、または(301) 734-3277 に電話で確認すること。

●調味料など

油、酢、からし、ケチャップ、ピクルス、シロップ、蜂蜜、ゼリー、ジャムなどは、原則として持ち込みが許可される。

●コーヒー、お茶、スパイス

個人消費のためのコーヒー、お茶、スパイスの輸入について制限は設けられていないが、税関国境保護局係官が製品の汚染や昆虫の侵入を疑う場合、動植物衛生検査局と食品医薬

³² <http://www.aphis.usda.gov/>

³³

http://www.aphis.usda.gov/import_export/plants/manuals/ports/downloads/apm_pdf/app_a_entrystatuspas_sbagmail.pdf

品局の検査対象となる。

柑橘類の葉や種子など果物や野菜の葉や種子を含むお茶あるいはスパイスは、一般的に禁じられている。

粉末飲料は、成分が英語で書かれた容器内に密封されていなければならない。しかしそれでも、持ち込みの可否は農業分野の専門官の裁量により決定される。

2-3 医薬品

●医薬品、および注射針や酸素タンクなどの医療器具

麻薬や睡眠導入剤のロヒプノール、麻酔薬のγ-ヒドロキシ酪酸（GHB）、食欲抑制薬のフェンフェンなど乱用の可能性の高い特定の薬物の米国への持ち込みは認められず、持ち込もうとした場合には厳しい罰則対象となる。潜在的に中毒性のある医薬品や麻薬を含む薬（一部の咳薬、精神安定剤、睡眠薬、抗うつ剤、覚せい剤など）が必要な場合、以下の措置を講じること。

- ・全ての薬物と医薬品、これらに類する製品を、税関国境保護局職員に申告する。
- ・このような物質を、それぞれのオリジナルの容器に入れて持ち運ぶ。
- ・（慢性的な痛みなど）このような物質を必要とする人物が、個人的な使用のために通常携行すると想定される量のみ携行する。
- ・物質は医師の監督の下で使用されており、旅行中の携行者の身体の健康のために必要なものであるとの、医師の処方箋あるいは証明書を携行する。

米国内で合法的に処方される薬のみ、個人使用のために持ち込めることに留意すること。特定の物質の所持は州法にも違反することに注意すること。原則として、食品医薬品局は米国外で購入された処方薬の輸入を認めていない。

食品医薬品局は、郵送あるいは持ち込みでの、不正な処方薬と市販薬、医療機器の輸入を禁じている。これには、癌、エイズ、関節炎、多発性硬化症などの疾患のための非正統的な「治療法」が含まれる。そのような薬物や機器は、他国では合法かもしれないが、食品医薬品局が米国内での使用を認可していない場合、それらが米国に合法的に入国することはできず、海外の医師の処方の下で入手されたものであっても、没収される。

旅行中の薬の携行および薬の輸入についての追加情報は、食品医薬品局の医薬品のページ（Drugs）に掲載されている。

外国で購入した医薬品などは、食品医薬品局による規制³⁴の対象となることがある。これに関しては、税関国境保護局のウェブサイト詳しく書かれている。

安全上問題となりうる注射針や酸素タンクなどの医療器具を持って旅行する場合は、これらの製品に関する医師からの処方箋のコピーを必ず携帯すること。上記以外の要件に関

³⁴ http://www.cbp.gov/xp/cgov/travel/vacation/kbyg/prohibited_restricted.xml

しては、運輸保安局に問い合わせること。

糖尿病など真正の病状のために処方された場合を除き、薬物使用のために使う道具を米国に持ち込むことは違法である。税関国境保護局は、違法な薬物使用道具を没収する。

2-4 電子デバイス、火器

●電子デバイスの検査

電子デバイスに対する検査に関して、マイケル・チャートフ国土安全保障省長官（当時）は以下のような発言をしている。

- ✓ 21 世紀に入り、ノートパソコンやその他の電子デバイスの中にテロリストが使う材料や卑劣な児童ポルノの画像が含まれるようになった。
- ✓ ノートパソコンの検査は、米国への入国を拒むべき人々や材料を検出するために欠かせない手段である。税関の係員は、簡単に作れる爆破装置が使われるところや、殉教死のビデオ、その他の暴力的な聖戦主義者らが使う材料を発見してきた。また、子供たちが性的暴行を受けている動画など、多数の児童ポルノ事例が発見された。
- ✓ 米国に入国する旅行者は約 4 億人だが、二次的な荷物検査に呼ばれて、より徹底的な検査を受けたのは、そのうちのごくわずか。さらに電子デバイスのチェックを受けたのはこの一部でしかない。
- ✓ 連邦最高裁は、「国内に入ろうとする人々や物品を検査することにより自らを保護するための主権国家の権利」を認めている。一方、連邦政府は旅行者のプライバシーに留意する。相当な理由がない限り、デバイスが永久に没収されることはない。

●電子デバイス・火器の旅行前の登録

製造番号のある商品は、最寄りの税関国境保護局の入国管理港、または渡航者が出発する港で登録できる。

旅行者はその機器を物理的に税関国境保護局に持ち込まなければならない。税関国境保護局係官が、その品物の内容と製造番号を、登録証明書 Form 4457 に記録する。

税関国境保護局係官は、その書式にスタンプを押して署名し、それを渡航者に渡すので、渡航者は帰国時にそれを提示する。登録は、同じ機器に関してであれば複数回の旅行に使用できる。

港の電話番号と住所は、税関国境保護局のウェブサイト³⁵に記載されている。渡航者が機器を登録しに行く必要のある港に必ず電話で確認しておくこと。

³⁵ <http://www.cbp.gov/xp/cgov/toolbox/ports/>

なお、海外旅行時の持ち物を登録するために使う書式には税関国境保護局の職員の面前で所有者が署名しなければならないため、自分の携行品を登録する場合は自分で直接行う必要がある。

旅行前にこうした手続きが出来ない場合は、輸出港で自分の持ち物を登録するように手配しておく必要がある。自分が持ち物を登録する時に担当者が対応してくれるよう、事前に確認しておくこと。電話番号は、本ウェブサイトの通関手続港（Ports of Entry）³⁶の部分にある。

自分自身が通関手続港に出かけて持ち物の登録を行うことができない場合は、その通関手続港に電話して自分が出頭できない事情を説明し、税関国境保護局指定書式 4455 に記入し、誰か他人にその物品の登録を任せるための委任状を与えて処理することが可能かを尋ねること。ただし、税関国境保護局の職員には登録する物品の所有者自身が出頭して手続きを行うよう要求する権限があることは承知しておくこと。

税関国境保護局指定書式 4457 は、その物品を登録する通関手続港で入手できるほか、税関国境保護局のウェブサイト³⁷からもオンラインで印刷できる。ただしこの場合でも、依然として米国を出る前に自分自身とその物品を税関国境保護局の職員に提示しなければならない。

注：火器を持って米国外に入国するための要件を確認する場合、旅行者は最寄りの（当該外国の）大使館または領事館に問い合わせる必要がある。

●ライター

使い捨てのタバコライターおよびノベルティのタバコライターは、消費者製品安全法（CPSA, Consumer Product Safety Act）³⁸の安全基準を満たさない限り米国に持ち込むことはできない。

すべての再充填が不可能なライターおよび再充填可能なライターで通関価格が\$2.00 未満であり燃料にガスを使用しているものは「使い捨てライター」と見なされ、この基準の対象となる。

³⁶ <http://www.cbp.gov/xp/cgov/toolbox/contacts/ports/>

³⁷ http://forms.cbp.gov/pdf/CBP_Form_4457.pdf

³⁸ <http://www.cpsc.gov/index.html>

ノベルティのライターとは、音声や視覚により人を楽しませる効果を生じるライター、または一般に 5 歳未満の子供向けと認められる内容を表現したライターのことである（燃料の種類は不問）。

2-5 アルコール、たばこ

●アルコール

一般に21歳以上の旅行者は1人あたり1リットルを免税で米国に持ち込むことができる。これ以上でも持ち込めるが、その場合は課税対象となる。

関税は一般に価格の3%で、内国歳入庁による消費税課税は750ml当たり一般にワインで21～31セント、シャンパンで67セント、蒸留酒は2ドル14セントである。

21歳未満の旅行者によるアルコールの輸入は、贈り物の場合でも違法である。

持ち込みを許されるアルコールの総量は、米国への帰国時に到着する州の法律で決まり、各州のアルコール飲料取締局（ABC Board）または同等の機関は、州の免許や許可を持たない人がその州に持ち込めるアルコールの量を規定している。この量は州により異なるので、旅行者はその州のアルコール飲料取締局（ABC board）に確認する必要がある。

連邦政府は、旅行者が個人用に米国に持ち込めるアルコールの量に制限を設けていない。しかし、大量に輸入される場合は商業目的ではないかという疑いが生じること、また、税関国境保護局職員は輸入者に対し、通関の条件として（すべての商業輸入に必要な）TTBの輸入許可を取得するよう求める可能性がある。大量のアルコールを持って旅行する場合、到着地の通関手続港の税関支局（entry branch）³⁹に連絡し、その事情を事前に説明しておくことを推奨する。

アルコール飲料の関税率は、統一関税率表（Harmonized Tariff Schedule）⁴⁰の第22章⁴¹「飲料、アルコール類および食用酢（Beverages, Spirits and Vinegar）」に示されている。免税店で購入した場合、米国に手荷物で持ち込んだアルコール飲料は関税の対象となるので注意が必要である。

なお、米国の法律に加え、米国における最初の到着地の州の法律が、アルコールの持ち込み量および免許が必要かどうかを規定している。アルコール飲料を持ち込む予定であれば、出発前に、その州の酒類管理委員会に連絡し、同州の法規制を遵守するために講じる

³⁹ <http://www.cbp.gov/xp/cgov/toolbox/ports/>

⁴⁰ <http://www.usitc.gov/tata/hts/bychapter/>

⁴¹ <http://www.usitc.gov/publications/docs/tata/hts/bychapter/0910C22.pdf>

べき措置を確認すべきである。

●スネークワインまたはハブ酒

アルコール飲料の輸入にはすべて所定の制約があり、スネークワインについても魚類野生生物局⁴²の規則が適用される。ワイン中に使用される蛇が絶滅のおそれのある種のため、輸入が許可されない場合がある。当該ワイン中の蛇が絶滅のおそれのある種か否かを判定するためには魚類野生生物局の専門家による検査を受ける必要がある。魚類野生生物局の検査官が対応できない場合、そのワインは検査が可能になるまで留置されるが、後にその蛇が絶滅のおそれのある種ではないことが判明した場合、その貨物を引き取って輸送するよう手配するのは持ち込んだ者の責任である。

●タバコ

一般に、所定の条件を満足しない限り、タバコを米国に輸入することはできない。これらの条件は正式には 19 CFR, Chapter 4, Section V, 1681a⁴³に記載されているが、概略は以下のとおり。

- タバコの新製造者が、タバコ以外の成分（添加物）のリストを保健福祉省（Department of Health and Human Services）に提出済みであること。
- 15 USC の 1333 節に示されている警告メッセージが正確にタバコの個々の個装パッケージおよびカートンの両方に印刷されていること（恒久的な印刷によるメッセージの代わりにシールなどを貼ることは認められない）。
- タバコの製造者または輸入者は、15 USC の 1333 節が義務付けている様々な警告メッセージの表示を行うための、承認済みのローテーション計画を持っていること。
- そのタバコの知的財産権（商標、販売権など）が米国ですでに登録されている場合、輸入者がそのタバコを輸入するためには商標の所有者から許可を得ること。

インターネット上で販売されているタバコには、模造品か、または上記条件の 1 つ以上を満足していない場合が多い。したがって、一般には米国内から国外の販売元にタバコを発注して入手することは不可能である。

旅行者は、800 ドルの関税免除枠の中に、最大 100 本までの葉巻と、最大 200 本（1 カー

⁴² <http://www.fws.gov/>

⁴³ http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode19/uscode19_usc_sec_19_00001681---a000-.html

トン) までの紙巻きたばこを含めてよい。

上記を超える分の葉巻および紙巻きたばこは、国内に持ち込んでもよいが、関税および税金の対象となる。紙巻きたばこに関しては、州および自治体の当局によっても税金が課せられることがある。ビディ（味付きの紙巻きたばこ）は原則として持ち込みが許可されない。

3. 米国居住時に米国に持ち込む個人荷物

3-1 家具

●国外で購入した家具

国外で購入した家具を米国に送る場合、貨物の引渡しを受けるため別送品申告書 (Declaration of Unaccompanied Goods、CBP3299) の記入を求められる。貨物が米国に到着すると運送会社から通知を受けるが、運送会社に税関国境保護局の通関と自宅までの配送を依頼してある場合を除き、通関手続港の税関事務所に行き自分で貨物の通関を行う必要がある。その際は必ず売渡証と船荷証券を持参すること。これは速やかに行う必要がある。貨物の到着後 15 日以内に引き取らない場合、その貨物は政府倉庫 (General Order Warehouse) に送られ、この倉庫での保管料は短期間でも多額に上る。

国外で購入した家具と共に国境を越える場合、税関国境保護局指定書式 6059B による申告が必要になる。その申告書は入国する際にのみ入手可能である。

税関国境保護局指定書式 3299 は税関国境保護局のウェブサイトからダウンロード可能である。税関国境保護局のホームページから Forms⁴⁴ をクリックする。

米国と正常な貿易関係にある国で製造された家具の場合、通常は免税扱いとなる。関税率については統一関税率表 (Harmonized Tariff Schedule) の第 94 章⁴⁵参照。

●家財

家財とは、自分が個人用に使う家具、食器類、リネン類、蔵書、工芸品、およびその他の家庭用品のことである。これらの品物の関税を払わなくて済むためには、自分が 1 年間住んでいた場所で自分が使用できる状態にあったか使用していたもので、かつ他人への提供や販売を目的としていないことが必要である。その使用期間としての 1 年間は連続していなくてもよく、また輸入日を基準にした過去 1 年間である必要もない。

●木製品

⁴⁴ <http://www.cbp.gov/xp/cgov/toolbox/forms/>

⁴⁵ <http://www.usitc.gov/publications/docs/tata/hts/bychapter/0910C94.pdf>

彫刻、流木、家具、絵画の額縁、楽器を含む完成品、加工品、自然に風化した製品および合板は、米国への輸入が可能である。ただし、税関国境保護局による検査が可能なよう、当該品目の申告が必要である。樹皮の付いた木材は、中国からの場合は禁止されており、その他の国からの場合は高度な検査の対象となる。「雑多な製品および加工製品マニュアル (Miscellaneous and Processed Products Manual)⁴⁶の表 3-161、ページ 152～154 参照。

鳥の羽根が付いた物品の場合、それが完成品で、羽根に汚れがなく乾燥しており、かつ皮の部分が付いていない場合に限り許可される（動植物衛生検査局の動物製品マニュアル (Animal Product Manual)、表 3-7-13、ページ 272）。

ボタン、ナイフの柄および土産品などとして使用可能な完全に仕上げられた骨は、在来種のなめし皮として許可される（動植物衛生検査局 動物製品マニュアル (Animal Product Manual) の表 3-4-6（ページ 218）、表 3-7-3（ページ 262）⁴⁷）にある。

なお、木、鳥の羽根、または骨で作られた製品は、絶滅のおそれのある種に関係した規制の対象となる場合がある。

⁴⁶ <http://www.aphis.usda.gov/>

⁴⁷ http://www.aphis.usda.gov/import_export/plants/manuals/ports/downloads/apm.pdf

3-2 自動車、オートバイ

●概要

米国に輸入される自動車・オートバイは、燃料の排出についての環境保護庁の要件ならびに安全性、バンパーおよび盗難防止についての米国運輸省の基準を満たさなければならない。全ての要件を満たしていない車両の輸入は難しい。詳細については、「自動車の輸入について (Importing a Motor Vehicle)」⁴⁸を参照のこと。

カナダ産の最新モデル車を除き、海外で購入されるほぼ全ての車両、ワゴン車、スポーツ・ユーティリティ・ビークル (SUV) などは、米国の基準を満たすよう改造されなければならない。改造されるとの条件で輸入される乗用車は、十分に改造されていない場合、輸出されるか、あるいは処分される。また、入国許可条件が満たされるまで、車両の入国時に担保が必要となる場合もある。

車両が全ての連邦基準を満たしている場合でも、運転されていた国次第で、環境保護庁 (EPA) の追加要件が適用される。車両を輸入する前に、環境保護庁と運輸省に問い合わせるのが確実である。

車両の輸入に関する情報は、環境保護庁のホームページから入手できる (The Automotive Imports Facts Manual)⁴⁹。また、米国運輸省車両安全コンプライアンス室も輸入についての情報を提供している (Vehicle Importation Regulations)⁵⁰。

車両の輸出入に関するパンフレットは、税関国境保護局に書面で申しこむこと。連絡先は、次のとおり。

U. S. Customs and Border Protection (税関国境保護局)

P. O. Box 7407

Washington, DC 20044

また、自動車の輸出のページ (Exporting a Motor Vehicle)⁵¹も参照のこと。環境保護庁自動車輸入ファクト・マニュアルは、環境保護庁に書面で申しこむこと。環境保護庁の

⁴⁸ http://www.cbp.gov/xp/cgov/trade/basic_trade/importing_car.xml

⁴⁹ <http://www.epa.gov/otaq/imports/factmtop.htm>

⁵⁰ <http://www.nhtsa.gov/cars/rules/import/>

⁵¹ http://www.cbp.gov/xp/cgov/trade/basic_trade/export_docs/motor_vehicle.xml

ホームページも参照のこと（Environmental Protection Agency）⁵²。

●米国仕様または規制に適合する自動車・車両

通関申告時、輸入者は税関国境保護局に対し、当該型式の車両が米国向けの仕様であるか、または環境保護庁および運輸省の要件を満足していることを証明できなければならない。また、その車両の所有者であることの証明（所有権証明書の原本または証明を受けた原本のコピー）も税関国境保護局に提示しなければならない。

米国仕様の車両とは、当該車両がすべての環境保護庁規制に適合する旨が製造時からエンジン室内に英語でラベル表示されている車両のことである。このラベルがない場合、輸入者は当該車両が環境保護庁の基準に適合することを証明する書面をメーカーから入手する必要がある。

運輸省の連邦自動車安全基準（FMVSS, Federal Motor Vehicle Safety Standards）に適合するよう製造された車両には、このことを証明するラベルが元の製造者により運転席側のドアに貼付されているはずである。このラベルが貼付されていない場合、当該車両が運輸省の安全基準に適合することを証明するメーカーからの書面が必要である。その車両が米国の安全基準および排ガス規制の要件に適合することを輸入者が証明できない場合は、登録輸入者を通じて輸入する必要がある。この場合、規制に適合させるため構成の変更が必要になることから、その費用は極めて高額になる可能性がある。

規制に適合する車両を輸入する場合、税関国境保護局への通関申告が必要である。この場合（自分が運転して陸上の国境を越える場合を仮定すると）、その車両が最初に米国に到着したときに税関国境保護局職員に申告する必要がある。この時、必要な事項がすべて記入された環境保護庁指定書式 3520-1⁵³ および運輸省指定書式 HS-7⁵⁴を、必要に応じメーカーから入手した書面と共に提示する必要がある。ここで、税関国境保護局から通関概要書類（税関国境保護局指定書式 7501）⁵⁵を受け取る。この書式は自分の居住州での車両登録に必要となる。

輸入者は、車両の購入価格またはブルーブック（市場価格便覧）に基づいて算定される2.5%の関税を支払う必要がある。税関国境保護局は、米国仕様と偽って申告された米国仕

⁵² <http://www.epa.gov/>

⁵³ <http://www.epa.gov/otaq/imports/>

⁵⁴ <http://icsw.nhtsa.gov/cars/rules/import/>

⁵⁵ http://forms.cbp.gov/pdf/CBP_Form_7501.pdf

様ではない車両を差し押さえることができる。

通常、車両の個人輸入に税関ボンドは要求されないが、税関国境保護局の職員には税関ボンドを要求する権限がある。税関ボンドは保証人会社から入手できる。保証人のリストは、財務省 (Treasury) のウェブサイトの「circular 570」⁵⁶の項目にある。車両を貨物として輸送する場合は、税関国境保護局の通関を通関業者に依頼することが望ましい。

自動車または自動車の部品を個人用として米国に持ち込む方法については、税関国境保護局の小冊子、「自動車の輸入または輸出 (Importing or Exporting a Vehicle)」⁵⁷を参照すること。

米国内での不適合車両の販売は違法である。規制に適合しない車両を輸入、購入、または寄贈された場合は、登録輸入者に改修させるか、または輸出しなければならない。誰か他人が米国に輸入した車両を自分が購入し、当該車両が規制に適合していないことが判明した場合、税関国境保護局は当該車両を差し押さえることができる。このようなことが発生しないよう、購入者はその車両が米国内で合法的に登録されていることを必ず確認する必要がある。製造から 25 年を超える自動車には、環境保護庁および運輸省の要件は適用されない。すなわち 2005 年の時点では、1980 年式以前の自動車が免除の対象である。

●外国登録の車両・自動車・オートバイの車両管理局への登録

外国登録の車両、自動車またはオートバイを米国内で登録する前に、本人またはその他の者が税関国境保護局に対して輸入申告を行ったことを証明できなければならない。

車両管理局 (DMV=Department of Motor Vehicles) は、税関国境保護局への申告が行われたこと、そして車両が米国の排出基準および安全基準に適合していることの証拠がない限り、米国に輸入された車両の登録を行わない。車両が米国の排出基準および安全基準に適合しなければ、それを米国内で登録することはできない。輸入者は車両を米国の基準に適合させるか、または輸出するしかない。

車両を陸路で輸入した場合は、国境で当該車両の輸入を申告し、書類の処理を行ったはずである。そうしなかった場合は、最寄りの通関手続き港⁵⁸に連絡し、手続きの代行が行な

⁵⁶ <http://www.fms.treas.gov/c570/c570.html>

⁵⁷ http://www.cbp.gov/xp/cgov/trade/basic_trade/importing_car.xml

⁵⁸ <http://www.cbp.gov/xp/cgov/toolbox/ports/>

われているか問い合わせること。

輸入車両を米国内の相手から購入または譲り受けたが、その相手が販売または譲渡する前に税関国境保護局に申告していなかった場合、問題になる可能性がある。正式に輸入されていない車両を販売することは違法であり、押収の対象となる。税関国境保護局に車両の輸入申告をする際には、申請者が車両の所有者であることと、その車両が米国の排出基準および安全基準に適合していることを税関国境保護局に対して証明できなければならない。申請者は通関手続き港の税関国境保護局の職員に、権原の証明書、売渡証、または製造業者の原産国説明書などの所有権の証明書を提出しなければならない。また、運輸省には Form HS-7⁵⁹を、環境保護庁には Form 3520-1⁶⁰を提出しなければならない。車両管理局から提出を要求される場合に備えて、これらの書式のコピーを取っておくこと。正式に輸入を申告し、車両の関税（自動車は 2.5%、オートバイは 1.9%～2.9%）を支払うと、輸入通関概要書（Entry Summary、税関国境保護局 Form 7501）が渡される。この書式が税関国境保護局に対する輸入申告の証拠となるので、車両登録時に車両管理局に提示するためのコピーを必ず取っておくこと。

●米国向け仕様でない、または規制に適合しない自動車・車両

米国向け仕様でないか規制に適合しない車両の輸入を規制する連邦政府機関には、環境保護庁、運輸省、税関国境保護局、および内国歳入庁がある。不適合車両の改修には通常大きな費用を要すること、また改修が不可能または非現実的な場合もあることから、これらの機関は公道上での使用を目的とした米国向け仕様でないか規制に適合しない車両の輸入を奨励していない。ある政府機関の要件には適合しても、別の機関の要件には満足しない場合もある。

製造から 25 年を超える自動車には、環境保護庁及び運輸省の要件は適用されない。すなわち 2006 年の時点では、1981 年式以前の自動車が免除の対象である。

製造から 21 年を超える自動車は環境保護庁の規制の対象外だが、これを恒久的に輸入する場合は運輸省の規制を満たさなければならない。

環境保護庁が規制に適合しない車両の輸入を許可するのは、その車両が例外規定または免除規定の対象となる場合か、または有効な環境保護庁の適合性証明書を保有する独立商

⁵⁹ <http://www.nhtsa.gov/cars/rules/import/hs799short.pdf>

⁶⁰ <http://www.epa.gov/otaq/imports/forms/3520-1.pdf>

業輸入業者（ICI）により輸入された場合に限られる。車両の所有者ではなく、車両を輸入する業者が通関を行う必要がある。輸入業者は、当該車両が環境保護庁の全ての要件を満たすまで、当該車両を管理しなければならない。規制に適合しない車両を輸入するには、まずその車両の輸入を引き受けてくれる、資格のある輸入業者があること、また輸入業者から請求される費用の負担と必要な時間だけ待つことが必要である。

環境保護庁の要件が適用されない車両は、環境保護庁による規制以前に製造されたクラシックカーや骨董品の車、エンジンが取り付けられていない車両、道路や高速道路での使用を意図していない車両、レーシングカー、または規制対象外の燃料を使用する車両である。これらの車両には、大気浄化法（Clean Air Act）による排気規制は適用されない。また特別に困難な場合、暫定輸入される車両の場合、および米国仕様と全く同じ外国の車両の場合には免除の対象となる。除外および免除に関するその他の情報は、環境保護庁のウェブサイト⁶¹から入手できる。

車両を輸入する場合、該当するすべての運輸省連邦自動車安全基準（FMVSS = Federal Motor Vehicle Safety Standards）を満たさなければならない。この基準を満たさない場合、輸入者は運輸省の登録輸入者（RI = Registered Importer）と契約して適合のための変更を行うとともに、関税算定上の当該車両価格の 1.5 倍を運輸省にボンドとして供出しなければならない。このボンドは、非適合車両に対して要求される通常税関国境保護局通関ボンド（関税算定上の車両価格の 3 倍）とは別のものである。その車両が運輸省の要件には適合しないが環境保護庁の要件には適合する場合、輸入者は運輸省ボンドおよび登録輸入者との契約書のコピーを指定書式 HS-7 に添付して税関国境保護局に提出することにより、その車両を輸入できる。当該車両が環境保護庁の基準に適合していることは、メーカーからの書状またはエンジン上のステッカーにより証明することができる。当該車両が運輸省の基準に適合していることは、メーカーからの書状または運転席側のドアの内側に貼られたステッカーで証明することができる。登録輸入者のリストは運輸省のウェブサイト⁶²にある。

不適合車両は、改修されて基準に適合するまでは登録できない。陸運局（Department of Motor Vehicle）への登録には税関国境保護局指定書式 7501 が必要である。環境保護庁および運輸省の承認が得られない限り、税関国境保護局はこの書式を交付しない。

米国内における不適合車両を販売または寄贈することは違法である。また廃車置き場に

⁶¹ <http://www.epa.gov/otaq/imports/>

⁶² http://www.nhtsa.gov/cars/rules/import/web_RI_list01122006.html

捨てることも違法である。不適合車両は輸出するか、破壊するか、または適合化のための改造を行わなければならない。

ショーやレース用など公道上での使用を目的としない車両、自動車キット、またはエンジン単体の輸入に関する情報は運輸省のウェブサイト⁶³および環境保護庁のウェブサイト⁶⁴を参照すること。

●スクーターやポケットバイク

原則として、時速 20 マイルを超える速度で走行可能な原動機付きのバイクやスクーターは運輸省による規制の対象となる。再販売用、個人用を問わず、その輸入申告には書式 HS-7⁶⁵が必要である。時速 25 マイル以上の速度で走行可能なスクーターは、環境保護庁の基準を満たす必要があり、その輸入には適切な書類手続きが必要である。

シートのないスクーター、時速 20 マイルを超えないスクーター、またはオフロード専用のスクーターには運輸省や環境保護庁の規則は適用されないが、消費者製品安全委員会 (CPSC = Consumer Product Safety Commission) の規則が適用される。運輸省の規制が適用されない車両の場合でも、輸入時にはボックス 8 をチェックした書式 HS-7 を必ず添付しなければならない。オフロード車両の場合は環境保護庁 3530-21⁶⁶を添付しなければならない。

スクーターを輸入したい場合は、運輸省 (1-888-327-4236)、環境保護庁 (1-734-214-4100)、または CPSC (1-800-638-2772) に問い合わせ、そのメーカーおよびモデルが各当局の規制対象かを確認すること。

●オートバイ

米国にオートバイを輸入する場合、環境保護庁⁶⁷および運輸省⁶⁸の規制に適合しているか否かを事前に確認しておく必要がある。これらの政府機関は非常に詳細な要件を規定して

⁶³ <http://www.nhtsa.gov/CARS/RULES/IMPORT/>

⁶⁴ <http://www.epa.gov/oms/imports/quikover.htm>

⁶⁵ <http://www.nhtsa.gov/cars/rules/import/hs799short.pdf>

⁶⁶ <http://www.epa.gov/otaq/imports/forms/3520-21.pdf>

⁶⁷ <http://www.epa.gov/>

⁶⁸ <http://www.nhtsa.gov/cars/rules/import/>

いるため、オートバイの輸入は困難な場合がある。環境保護庁では輸入者に対し、当該オートバイが米国の基準に適合する旨を記したメーカーの書状を入手するよう助言している。米国の規制に不適合のまま米国に輸入された場合、何らかの改修などを受けて適合するまでは、税関国境保護局の通関を受けることも、米国内で正式に登録することも、使用または販売することもできない。

米国の規則に適合できない場合は米国内に残せないため、輸出するかまたは破壊しなければならない。たとえば、ハーレーダビッドソン (Harley Davidson) を輸入しようとする場合、販売用に外国に輸出され米国の基準には適合していないものも多い。環境保護庁には、排ガス規制を説明した詳細な自動車データマニュアルがある。このマニュアル (表題「Automotive Imports Facts Manual」、注文番号: #EPA420B94006) の入手方法や単車の輸入に関するその他の情報については環境保護庁の輸入ホットライン (1-734-214-4100) に問い合わせること。

税関国境保護局の観点からは輸入申告が必要であり、税関国境保護局指定書式 7501 による通関概要書類 (Entry Summary) を受け取るためには、環境保護庁指定書式 3520-1 および運輸省指定書式 HS-7 の提出が必要である。この書式は自分の居住州での単車の登録に必要となる。

税関国境保護局への輸入申告の前に、自分がそのオートバイの所有者であることの正当な証明書 (所有権証明書の原本または証明を受けた原本のコピー) および売渡証があるか確認すること。輸入者は、購入価格またはブルック (市場価格便覧) に基づいて算定される 1.5%~2.9%の関税を支払う必要がある。

オートバイを個人用として米国に持ち込む方法については、税関国境保護局の公表資料「輸出入の基本」⁶⁹を参照すること。

●自分の自動車・車両に身の回り品を入れて持ち込んでもよいか

自動車は荷物の容器ではない。米国内に輸入しようとする自動車やその他の車両には、家財や身の回り品を入れてはならない。車両は家財や身の回り品の規定に基づく関税免除措置の対象とはならず、その他の連邦政府機関の要件の対象になるため、車両の持ち込みは遅延する可能性がより高い (または持ち込みを拒否されることもある)。旅行者の家財や身の回り品が車両の中に入っていれば、それらの持ち込みも遅延したり、持ち込みを拒否

⁶⁹ http://www.cbp.gov/xp/cgov/trade/basic_trade/

されたりする可能性がある。また、税関国境保護局が旅行者の車両の内部を検査する場合、車両の中にある物品が破壊されるリスクもある。

渡航者が自分で車両を運転して国境を通る場合であれば、家財や身の回り品がその車両の中に入っているとしても税関国境保護局にとって問題はない。但し、国境において、税関国境保護局の書式である Form 6059 上で自分の家財や身の回り品を申告するのを忘れてはならない。また、旅行者が居住する州でその車両を登録するためには、その車両の輸入を税関国境保護局に申告する必要がある。自分で運転して米国に入国した時に、その自動車の輸入を正式に申告しなかった場合、旅行者は最寄りの税関国境保護局事務所で輸入申告を行い、関税を支払うことができる。

3-3 ペット

ペットの輸入は、衛生、検疫、農産物あるいは野生生物についての要件と禁止の対象となる。米国外に持ち出され、帰国するペットにも、初めて米国に持ち込まれるペットと同一の要件が適用される。輸入申告が必要であり、税関国境保護局から引き渡される前に魚類あるいは野生生物の輸出入申告書（魚類野生生物局 Form 3-177）⁷⁰で魚類野生生物局⁷¹によって認可されなければならない。

ペットを輸入することを計画している場合、税関国境保護局パンフレット「ペットと野生生物」を確認のこと。また、ペットに関する州・群・市町村の制限と禁止が連邦要件よりも厳しいかどうか、州・群・市町村当局に問い合わせるべきである。動物の輸入は、公衆衛生上の理由により、また動物の福利のために、細かく規制されている。多くの種の米国への持ち込みについて、制限、禁止が設けられている。

●犬、猫

疾病管理予防センター（CDC = Centers for Disease Control and Prevention）、米国公衆衛生総局は、米国に持ち込まれるペットの犬と猫を、人間に伝染する疾病がないかどうか、最初の入国地で検査することを義務付けている。

猫は、入国地で検査を受けることとなっており、人間に伝染する可能性のある疾患があることが証明されている場合、国内への持ち込みは拒否される。猫が病気であると見受けられる場合には、入国地にて、所有者の経費負担で、免許を有する獣医師から更に検査を受けることが義務付けられる。

猫は、米国への輸入に際し、狂犬病ワクチン接種の証明書は求められない。しかし、いくつかの州は、猫の狂犬病ワクチン接種を義務付けていることから、最終目的地の州および市町村の保険当局に確認すること。

ハワイ州とグアム領に到着する全てのペット猫は、米国本土から来る場合でも、現地で課される検疫要件の対象となる。

犬は、人間に伝染する可能性のある疾患がないことが証明されなければならない。ペッ

⁷⁰ <http://www.fws.gov/le/pdf/3-177-1.pdf>

⁷¹ <http://www.fws.gov/>

ト犬の米国への入国に際し、疾病管理予防センターは一般的な健康証明書を義務付けていないが、一部の航空会社や州は証明書を義務付けている。犬は、米国への入国の 30 日前に、あるいはそれよりも早い時期に、狂犬病ワクチン接種を受けたとの証明書を有していなければならない。この証明書は、犬を特定し、ワクチン接種日とその有効期限を明記しなければならない（1 年間有効なワクチンと 3 年間有効なワクチンがある）、資格を有する獣医の署名が必要である。証明書に有効期日が記載されていない場合、税関国境保護局は、犬が米国到着の 12 カ月以内の期間にワクチン接種を受けている場合に限り、証明書を受け付ける。狂犬病の発生がない国々から来る犬は、ワクチン接種は必要ない。これらの要件は、盲導犬などの介助動物にも、等しく適用される。

ワクチン接種には、生後 3 カ月未満の犬も含め、狂犬病ワクチン接種の証拠が添えられていない犬は、輸入者が拘置契約に署名し、適切に狂犬病のワクチン接種を受けたとみなされるまで犬を拘置する（ワクチンは、接種日から 30 日後までは、有効とはみなされない）場合には、入国が認められる。拘置契約は、疾病管理予防センターの隔離・検疫のページに掲載されており、また、入国地の検疫職員からも入手できる（Isolation and Quarantine）⁷²。生後 3 カ月未満の犬は、ワクチン接種ができるまで拘置され、その後、ワクチン接種日から少なくとも 30 日後まで、拘置されなければならない。

●鳥類

鳥類は、動植物衛生検査局 と米国魚類野生生物局の要件を満たす限りにおいて、ペットとして輸入できる。

全ての鳥は獣医の検査を受けなければならない。米国の入国予定地に獣医がいるかどうか、事前に電話で確認すること。獣医がいるように手配が講じられない場合、鳥は獣医が当該入国地に到着するまで拘置される。検査費用は 16 ドルである。ペットの鳥類は、米国外においては、その他の全ての鳥類および家禽とは別に保管されなければならない。

一部の州は、野生生物と動物衛生の保護のために独自の規制を設けているため、輸入を手配する際、州の要件について適当な州当局に問い合わせること。

H5N1 サブタイプによる鳥インフルエンザが発生している国・地域からのペットの鳥類の輸入は、追って通知があるまで、一時的に禁止されている。詳細については、動物および動物製品の輸入情報のページを参照すること（Animal and Animal Product Import

⁷² <http://www.cdc.gov/quarantine/QuarantineIsolation.html>

Information) ⁷³。

米国原産でないペットの鳥類で米国に輸入されるものは、(カナダからの輸入を除き) 全て、所有者の経費負担で、農務省動物輸入検疫施設で 30 日間、検疫を受けなければならない。以下の特別入国地のいずれかに駐在する農務省ポート獣医に連絡して、事前に施設に予約を入れなければならない。検疫のための見積は、その時点で通知される。予約が入り、全ての検疫処置のための経費全額の支払いが受理されたら、動物輸入検疫施設は農務省輸入許可証 (VS フォーム 17-129) ⁷⁴を発行する。この許可証は、移動中当該の鳥に付されなければならない。

ドキュメントおよび検疫要件:

- ・農務省 輸入許可証 (VS フォーム 17-129)
- ・輸出原産国の動物衛生監督国家政府機関の常勤で有給の獣医によって発行された、現在の健康証明書
- ・農務省動物輸入センターでの 30 日間の検疫、および
- ・魚類野生生物局の証明書 (必要な場合)

なお、全ての米国原産でないペットの鳥類は、入国後、以下の輸入検疫施設のいずれかで検疫を受けなければならない。

New York City (ニューヨーク市)
230-59 Rockaway Blvd., Suite 101
Jamaica, NY 11413
Telephone:+1- (718) 553-1727
Fax:+1- (718) 553-7543

Miami Animal Import Center (マイアミ動物輸入センター)
USDA-APHIS-VS
6300 NW 36 Street
Miami, FL 33122
Telephone:+1- (305) 526-2926
Fax:+1- (305) 526-2929

⁷³ http://www.aphis.usda.gov/import_export/index.shtml

⁷⁴ http://www.aphis.usda.gov/import_export/forms.shtml

Los Angeles (ロサンゼルス)
Los Angeles International Airport
11850 South La Cienega Blvd.
Hawthorne, CA 90250
Telephone:+1- (310) 725-1970
Fax:+1- (310) 725-9119

追加情報については、動植物衛生検査局の動物衛生のページを参照すること (Animal Health) ⁷⁵。

●その他のペット

ウサギ、フェレット、ハムスター、スナネズミ、モルモットなど、その他の一般的なペットは、健康状態が良好であれば輸入できる。爬虫類と無脊椎動物の輸入は制限されている。詳細なガイダンスについては、米国魚類野生生物局に照会のこと。カタツムリの大半の種は認められない。追加情報を動植物衛生検査局に問い合わせること。

ペットとして持ち込まれるウサギ、モルモット、ハムスター、フェレットについて、疾病管理センターや魚類野生生物局の制限あるいは要件は設けられておらず、健康状態が良好であれば、米国に入国できる。もし、健康状態が良好でないように見受けられる場合、これらの動物は、所有者の経費負担で検疫を受けることとなる。ハリネズミ (Hedgehogs) は、指定地においてのみ入国が認められ、ニュージーランド産のものは禁止されている。

げっ歯類の輸入は、一部、禁じられている。例えば、米国で以前サル痘が発生したため、疾病管理センターは、アフリカからのリス、ヤマネ、ラット、ヤマアラシ、マウスなど、げっ歯類の全ての個人輸入と商業輸入を禁止した。現在、その他の国々のげっ歯類は禁じられていない。禁止に関する最新情報については、疾病管理予防センターに電話で問い合わせること。番号は+1-(404) 639-3286。

カメについては一定の制限が設けられており、サルペットとしての輸入はいかなる状況においても認められない。税関国境保護局のQ&Aのカメ⁷⁶とサル⁷⁷の項を参照のこと。

⁷⁵ <http://www.aphis.usda.gov/>

⁷⁶ https://help.cbp.gov/app/answers/detail/a_id/58/kw/turtles%20and%20monkeys

⁷⁷ https://help.cbp.gov/app/answers/detail/a_id/60/kw/turtles%20and%20monkeys

魚類野生生物局は、野生生物の輸入、貿易、販売、持ち出しと、絶滅が危惧される動植物種の保護に係わっている。犬、猫、カメ、爬虫類、鳥類の幾つかの野生種は、ペットとして輸入されても、絶滅危惧種として記載される。絶滅が危惧される動植物、野生生物、渡り鳥、海洋哺乳類、特定の有害な野生生物は、特別な連邦許可証がなければ輸入は認められない。

絶滅危惧種でも有害種でもない観賞魚は、通常、個人使用のために、認可された魚類野生生物入国地経由で輸入できる。商業輸入の場合、魚類野生生物局許可証を取得しなければならない。詳細については、電話で問い合わせるか、あるいはホームページ⁷⁸を参照すること。

⁷⁸ <http://www.fws.gov/>

3-4 資産、高額品

●通貨・金銭・有価証券等

税関国境保護局は、通貨に対する関税を徴収しない。しかし、米国から出国する、または米国に入国する旅行者には、1万ドル以上の換金可能な有価証券など（すなわち現金や裏書済みの小切手）を「通貨または有価証券等の国際輸送に関する報告書」(Form FinCEN 105) に書いて報告する義務がある。

FinCEN 105 の記載情報は、内国歳入庁に送られ、その金銭の持ち込みが課税所得になるかどうかと同庁により決定される。

なお、金塊の持ち込みに関しては FinCEN 105 での申告義務はない。

米国内外への金銭の持ち出しと持ち込みに関して、許可の限度はない。しかし、一人で、または共同申告書（税関国境保護局 Form 6059-B）を届け出る複数名で 1万ドル以上の現金または有価証券などを持っている者は、「通貨または有価証券等の国際輸送に関する報告書」 FinCEN 105⁷⁹を届け出なければならない。

一緒に旅行をする複数の者が合計 1万ドル以上を持っている場合、一人一人に分けることによって金銭の申告を回避することはできない。

例えば、一名が 5,000 ドル、もう一名が 6,000 ドルを携帯している場合は合計の所持金額が 1万 1,000 ドルとなり、それを FinCEN 105 に記入して報告しなければならない。一名または家族が所持している 10,000 ドル以上の通貨・金銭・有価証券等を申告しなかった場合、それは没収されることがあり、民事上および刑事上の罰則が適用される可能性もある。

FinCEN 105 は渡航の前に、または税関を通過する時に入手できる。

●金貨、金メダル、金塊

金貨、金メダル、および金塊を米国に持ち込むことは可能である。ただし、外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control）が施行する規則により、キューバ、イラン、またはスーダン（一部を除く）を原産国とする品目、またはこれらの国から持ち込まれる

⁷⁹ http://www.fincen.gov/forms/files/fin105_cmir.pdf

品目の輸入は禁止されている。

発行国による適正な表示のない複製金貨は禁止されている。偽造品の金貨の輸入は禁止されている。

金貨、金メダル、金塊には関税は課されないが、その金貨の価値が 1 万ドルを超える場合は、税関国境保護局の職員に申告し、書式 FinCEN 105 により報告しなければならない。

●ダイヤモンド、装飾品、宝石、ルビー、サファイア、エメラルド、真珠

通常、これら品目の個人輸入は簡易通関となり、税関ボンドは要求されない。価格が 2,000 ドル以上のダイヤモンド、装飾品、真珠、および貴石・半貴石の商業輸入には一般通関が要求される。ただし、これら品目を国外で購入した場合は、税関国境保護局の通関時には必ず税関国境保護局指定書式 6059B による申告を行うこと。

正常な貿易関係にある国からのダイヤモンド、真珠、ルビー、サファイア、エメラルドの輸入は、これが恒久的に紐通しや固定、取り付けが行われていない限り、免税扱いである。これら品目のその他の関税率は統一関税率表 (HTS = Harmonized Tariff Schedule) の第 71 章に示されている。米国国際貿易委員会 (U.S. International Trade Commission) のウェブサイト⁸⁰では、統一関税率表のオンライン表示が可能である。これらの品目は何らかの種類の金属上に固定されているか取り付けられている場合、これは宝飾品としての分類になり、関税の対象となる。この場合の関税率も第 71 章に示されている。

なお、シエラレオネ、アンゴラ、およびリベリアから輸入されるダイヤモンドには制裁措置があるので注意が必要である。これらの国からのダイヤモンドに対する制裁措置の詳細については、外国資産管理局 (Office of Foreign Assets Control) のウェブサイト⁸¹を参照。これはその他の宝石には適用されない。

●古美術品

税関国境保護局では、製造された時点からの経過年数が輸入時に 100 年を超える物品を古美術品とみなしている。統一関税率表の表題 9706 に分類される古美術品は、輸入者がそ

⁸⁰ <http://www.usitc.gov/tata/hts/bychapter/index.htm>

⁸¹

<http://www.treasury.gov/about/organizational-structure/offices/Pages/Office-of-Foreign-Assets-Control.aspx>

の物品が製造された時点からの経過年数を証明できる場合は免税となる。特定の品目、すなわちオリジナルアートワーク、真珠、準宝石、宝石、切手、コイン、コレクターズアイテム（詳細は 9705 を参照）については、古美術品の場合であっても第 97 章（宝石については第 71 章）の別の条項に分類される。

古美術品の免税扱いに関する詳細については、HTS の表題 9706⁸²及び税関国境保護局の古美術品に関するインフォームドコンプライアンス公表資料（Informed Compliance Publication for antiques）⁸³を参照すること。再販売用に輸入される古美術品で当該貨物の総額が 2,000 ドルを超える場合は一般通関が要求される。

⁸² <http://www.usitc.gov/publications/docs/tata/hts/bychapter/1000C97.pdf>

⁸³ http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/legal/informed_compliance_pubs/icp061.ctt/icp061.pdf

4. その他の個人荷物

(ゴルフクラブ、エア銃、羽毛製品、植物製品、昆虫、土など)

●ゴルフクラブ

商標権の保護を受ける物品は、個人用に 1 個だけ購入し、米国に持ち帰ることができるという例外規定は、ゴルフクラブ一式には適用されない。この例外規定は、旅行者の手荷物として商標付きの品目 1 個の輸入を可能にするものであり、ゴルフクラブ 1 本など、1 品目 (1 個) のみを対象としており、たとえばそのゴルフクラブのカバーなど、当該品目に付属するその他の品目も 1 個ずつが対象となる。

一般に小売店で個人用に購入される品目について、あるタイプの複数品目を 1 個とみなして輸入を許可するか否かは、税関国境保護局の判断による。ゴルフクラブ一式の場合、これに含まれるクラブの種類および数量は例外なく普遍的に定義されるものではなく、注文に応じて組み合わされるものであることから、この例外規定の対象にはならない。

これとは逆に、ティー 1 箱やゴルフボール 1 箱は常識的な範囲で許される。ここで適用される原則は、商標や販売許可の権利を侵害する輸入から、商標の所有者を保護することにある。税関国境保護局の職員は、どの程度の大きさの「箱」が許されるかを判断する場合、小売店で一般に購入される数量を考慮する。厳格なルールは特にないが、強いて言えば、ゴルフボールが 50 個入った箱が通り抜けられる可能性は低い。

法的な拘束力はないが、1 つの考え方としてゴルフバッグ 1 個、ゴルフクラブ 1 本 (アイアン、ウッド、パターを 1 本ずつではなく、クラブ 1 本のみ)、ゴルフクラブカバー 1 個、タオル 1 枚、ティー 1 箱、ゴルフボール 1 箱の持ち込みは認められるものと考えられる。

●エア銃、エアソフト銃、ペイント銃

銃器のフレームや尾筒を組み込んだ銃器の改造品 (AK-47 の改造品など) でなければ可能である。

アルコール・タバコ・火器及び爆発物取締局 (ATF= Bureau of Alcohol, Tobacco, Firearms, and Explosives) による輸入許可の要否が混乱なく判断できるよう、船積書類にはその銃がエアソフト銃やペイント銃であることが業者により明示されていることを確認すること。

税関国境保護局ではペイント銃などの銃を玩具とはみなしておらず、これらの銃器に対する関税率は統一関税率表 (Harmonized Tariff Schedule) ⁸⁴の第 93 章に示されている。

ガス、エアペレット、または機械的なスプリングの力を利用して発射物を発砲するエアソフト銃、ペイント銃、BB 銃などのエア(鉛)銃およびその他の銃には、玩具や模造小火器に対し明るいオレンジ色のプラグまたはその他のマーカーをその銃身の端に取り付けることを要求している商務省 (Department of Commerce) の規則 (15 CFR 1150) ⁸⁵は適用されない。

州や地方の当局は、エアソフト銃やペイント銃などの銃器を州内に持ち込む場合について別途規則を定めている。これらの規則については、訪問先の州の当局に問い合わせること。

●リモコン操作が可能な玩具（飛行機、ボート、車など）

リモコン操作の可能な製品は原則として連邦通信委員会 (FCC = Federal Communications Commission) が定める電波の発射に関する基準の対象となる。そのような製品を輸入する場合は、輸入する物品が 47 CFR 2.1204⁸⁶に定められた 9 条件のすべてに適合することを証明した連邦通信委員会の申告書式 (FCC 740) ⁸⁷を添付しなければならない。また個人用として一時的に持ち込まれる物品であっても、同様にこの輸入条件を満たさなければならない。16CFR1505 ⁸⁸も参照すること。

●犬や猫の毛皮を含む製品

米国では、犬や猫の毛皮を含む製品の輸入、輸出、流通、輸送、製造、販売は違法である。2000 年 11 月 9 日以降、2000 年犬猫保護法 (Dog and Cat Protection Act) は犬または猫の毛皮を含む品目の差し押さえおよび没収を要求している。

この法律はそのいずれかの条項に違反した者に対し、意図的に行った違反 1 件に対し 1

⁸⁴ http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/legal/informed_compliance_pubs/icp061.ctt/icp061.pdf

⁸⁵ http://www.access.gpo.gov/nara/cfr/waisidx_05/15cfr1150_05.html

⁸⁶ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2010-title47-vol1/pdf/CFR-2010-title47-vol1-part2.pdf>

⁸⁷ <http://www.fcc.gov/Forms/Form740/740.pdf>

⁸⁸ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2010-title16-vol2/pdf/CFR-2010-title16-vol2-chapII.pdf>

万ドル以下、著しい過失による違反 1 件に対し 5,000 ドル以下、過失による違反 1 件に対し 3,000 ドルの民事罰を課することができる。

●鳥インフルエンザが大発生した国からの鳥の羽根や羽毛を含む製品

枕、掛け布団、羽ぼうき、アクセサリー（イヤリング、ボア、フェザーを含むハンドバッグ）など、鳥の羽根や羽毛を使用した商品を現在鳥インフルエンザが大発生している国から輸入することは可能で、動植物衛生検査局による許可は不要である。一方、商品に加工される前の大量の羽根や羽毛の貨物を鳥インフルエンザが大発生している国から輸入する場合は動植物衛生検査局の許可が必要であり、また原産国による健康証明書も必要である。また、家禽製品を含むすべての食品は動植物衛生検査局の許可が必要である。

ただし、旅行者の個人手荷物に含まれる商品については多少の例外がある。少量の固形ブイヨン、スープストックなどの保存食品は、個人用であれば許可なしで輸入可能である。

詳細は動植物衛生検査局のウェブサイト⁸⁹を参照。

●植物製品

一部の伝播可能な植物、挿し木、種子や、未加工の植物製品、特定の絶滅危惧種は、米国内への持ち込みが認められるが、輸入許可証とその他のドキュメントが必要である。全面的に禁止されているものもある。許可されている絶滅危惧種は、原産国から輸出許可を受けていなければならない。

1つ1つの植物や、藁で作られた手工芸品を含む植物製品は、害虫の心配はなさそうなのであっても、税関国境保護局職員に申告され、検査に提出されなければならない。植物あるいは植物製品の輸入に関する情報については、植物、生物および土壌の許可のページを参照（Plant, Organism and Soil Permits）⁹⁰。

●虫、昆虫

虫や昆虫を輸入するには、動植物衛生検査局の許可を得る必要がある。動植物衛生検査

⁸⁹ http://www.aphis.usda.gov/animal_health/birdbiosecurity/AI/

⁹⁰ http://www.aphis.usda.gov/plant_health/permits/index.shtml

局の許可⁹¹、また植物保護検疫局指定書式 526 による「植物害虫輸入申請書 (Application to Import Plant Pests)」の記入も必要であり、輸入したい虫や昆虫の (動植物分類上の) 属及び種を特定しなければならない。もれなく記入された書式が動植物衛生検査局に受け付けられた後、分類学専門家が申請書を審査して決定を行う。

外国からの虫や昆虫の輸入の可否等の詳細は動植物衛生検査局 (+1-301-734-8758) に問い合わせること。

●土

土は各種の危険生物を米国に持ち込む容易な経路となることから、動植物衛生検査局の検疫規則 7 CFR 330 により厳格に管理されている。特定の条件、予防措置および管理された環境を許可書またはコンプライアンス合意書に規定して動植物衛生検査局の許可を得た場合を除き、外国から米国への土の輸入は禁止されており、米国本土内での移動も制限されている。詳細は動植物衛生検査局のウェブサイトで見ることができる⁹²。

⁹¹ http://www.aphis.usda.gov/plant_health/permits/organism/plantpest_compliance.shtml

⁹² http://www.aphis.usda.gov/plant_health/permits/organism/soil/index.shtml

5. 米国への個人郵送物

●郵便で輸入できる品目

国際郵便システムを利用して米国内に何かを輸入する場合に考慮すべき問題は多い。

最初に考慮すべきことは、その輸入したい商品を米国郵政公社（USPS = U. S. Postal Service）経由で合法的に郵送可能か否かであり、これに関する情報は米国郵政公社のウェブサイト⁹³に示されている。

次に、郵便サービスを利用するか否かの決定には、その輸入する商品の価格も関係する。価格が 2,000 ドル以上の商品の輸入の場合、郵便では受取人まで送れない。その理由は、\$2,000 以上の貨物の輸入の場合は自動的に一般通関が必要となるため、これは必ずその貨物が米国内に到着する通関手続港で行われなければならない。

価格が 2,000 ドル以上の貨物が税関国境保護局の郵便部門の施設に到着した時、輸入者または輸入者に委任された代行者が（港湾管理責任者（Port Director）に宛てた文書を持って）その施設に行き正式に通関を行うまでは保留されてしまう。一般通関には税関ボンドの登録が必要であり、また理解が極めて困難な多くの専門的事項が伴うことから、輸入者はこの手続きを行う通関業者の利用を強く検討すべきである。通関業者の連絡先は、税関国境保護局のウェブサイトの通関手続港（ports of entry）⁹³の部分に示されている。

3 番目に、商業目的で輸入される多くの品目にはその他の制約がある。割当数量の対象となる繊維製品の場合、その貨物の価格とは無関係に一般通関が要求される。食品医薬品局による許可の対象となる食品についても一般通関の要件が適用される可能性がある。また銃器の場合、郵便サービス経由での輸入はできない。

最後に、国際旅行者向けの個人免税額である 800 ドルが米国に送る商品にも同様に適用されると考えている人は多いが、これは誤った考えである。個人免税は旅行者が持ち込む手荷物にのみ適用される。米国に輸入される価格が 200 ドル以下の商品のほとんどは免税になる場合が多いが、その価格が 200 ドルを超えた場合は関税が課されるだけでなく、郵便の取り扱い手数料も発生する。

⁹³ <http://www.cbp.gov/xp/cgov/toolbox/contacts/ports/>

●国外から自分の所有物を送る場合

自分の小包を外国の郵便局に持ち込むと、郵便局の職員から国際税関申告書への記入を求められるので、この申告書に小包の内容物の完全かつ正確な説明を記入し、小包の外側に貼付する。

国際条約により、外国の郵便局にはすべてこの書式が用意されているはずで、万が一この書式が入手できない場合は、単にその内容と価格を書いて小包の包装の外側に貼付することができる。

贈り物にする物品の場合は、包装の外側に「unsolicited gift (依頼品ではない贈り物)」と書いておくこと。

その小包に自分が使用した所持品が含まれている場合は「personal goods returned (個人の所持品の返送)」と表示する。

その小包に自分が使うため新たに購入した品物が含まれている場合は、「personal purchases (個人用購入品)」と表示すること。

●鍵のかかるスーツケースに商品を入れての郵送

外国の場所から国内に入るすべての商品は検査の対象となるため、鍵のかかるスーツケースに商品を入れて送ると、税関検査中に錠が壊される可能性がある。これを避けるためには、ケーブルまたは紐などでスーツケースを締めておくとも良いかも知れない。ほとんどの国の税関では、検査後のスーツケースを再び締める時にケーブルを使用している。

海外に商品を確実に送るためのもう一つの方法は、税関で行われる検査を監視するクーリエ会社を利用することである。

●処方薬の郵送

原則として、食品医薬品局は、米国への処方薬の郵送を許可していない。しかし、旅行者の滞在が一時的であり、かつ旅行者の処方薬を送ってもらう必要がある場合、いくつかの手続きが必要となる。まず、医師に依頼して、旅行者がその医師の患者であり、旅行者本人に使用させるためにその医師がその薬を処方した旨を説明するレターを書いてもらう

ことである。そのレターは、旅行者が海外の国民であり、現在一時的に米国内に滞在（旅行や研究などのために）しており、当該薬を使い切った／紛失したなどの、旅行者にその薬を送るべき状況を説明するものでなければならない。このレターを荷物に添付し、税関国境保護局係員または通関業者宛てに送る。レターは英語で書くことを税関国境保護局は強く勧める。

薬を郵便で送ると、食品医薬品局の検査官による検査が行われるまで、税関国境保護局により非公式に留置される可能性がある。これには、一カ月ほどかかる可能性がある。税関国境保護局係官に食品医薬品局の注意をより積極的に引いてもらうようにするために、その荷物には医師のレターが入っているという記述を荷物の外面に表示することが非常に重要である。その荷物をクーリエサービスで送ることは、より良い選択であろう。

その荷物を送るべき特別な状況を米国の通関業者から食品医薬品局に伝えられるようにするためには、どのような目印を付けるのが最善かをクーリエサービスに質問するとよい。詳しくは、食品医薬品局輸入／輸出チーム（電話+1-301-827-8930）に問い合わせること。

●海外で身の回り品を購入し、郵送

品物が米国に到着すると、受け取り主はその品物を輸送した業者から通知が送られるので、品物の到着から 5 営業日以内に、税関国境保護局に輸入を申告しなければならない。その期限内に輸入申告を行えない場合には、25 日間の延長を申請できる。輸入が申告されない場合、その品物は保税保管命令（GO）に基づいて保税倉庫に移動される。保税保管命令に基づく保管が 6 カ月続くと、その品物は競売に付される。

輸送業者と保税倉庫に料金を支払わずに済むように、受け取り主は期限内に申告を行うべきである。その品物の売り手が発行した売渡証と、輸送業者が発行した船荷証券／航空運送状を持って、税関国境保護局到着港まで出頭すること。個人輸入の場合でも、港湾ディレクターが(a)輸入許可要件の強制、(b)歳入の保護、または(c)税関国境保護局業務の効率的な実行のために必要であるとみなせば、正式な輸入手続が求められることがある。

品物の価額が 200 ドル未満である場合、税関国境保護局は関税を賦課しない。しかし、その品物の価額が 200 ドルを超える場合、それらは関税および処理手数料の対象となることがある。関税率に関しては、統一関税率表（HTS）⁹⁴を参照のこと。別の政府機関による許可を必要とする、火器、ガスマスク、またはその他の品物の輸入に関しては、その許可

⁹⁴ <http://www.usitc.gov/tata/hts/bychapter/index.htm>

がなければ税関国境保護局から品物を引き取れない。正式な輸入申告と関税支払保証状の提出も必要である。関税支払保証状は、財務省の免許を受けた保証会社から入手できる。保証会社のリストは、財務省財務管理局のウェブサイト⁹⁵上の「Publications（出版物）」から「Circular 570（回覧 570）」をたどれば見られる。自身でそうした手続を行う代わりに、有料で書類と保証手続きを代行する通関業者の使用を考慮してもよい。

●アルコール飲料の郵送

アルコール飲料を郵便で送ることは、米国の郵便関連の法律により禁止されている。米国のアルコール飲料を輸入する者は、年齢が 21 歳に達していなければならない。

アルコール飲料が郵送される場合、税関国境保護局はそれらが到着する港で留置できるので、受け取り主はその品物を自ら取りに行かなければならない（港湾ディレクター宛のレターで代理人を指定して、代理人に受け取らせることは可能である）。

アルコール飲料をクーリエ便で送ることは許可されているが、出荷分の全額に対して関税が徴収される（旅行者が携行していないアルコール飲料には免税が適用されない）上に、クーリエ会社はおそらく取扱手数料と通関料を請求するので、出荷コストが大幅に増大する可能性がある。

一人が免許を持たずに州内に輸入してよいアルコールの量は州の酒類管理（ABC=Alcoholic Beverage Control）法によって定められている。出荷者は、荷物が届く州の酒類管理局に問い合わせ、限度を確認しておく必要がある。

個人での使用を目的として米国に輸入してよいアルコールの量に関する連邦法の制限はないが、大量である場合はその輸入が商業用であるとの疑いが持たれる可能性があり、税関国境保護局係官は、その荷物を貴方に引き渡す条件として、アルコールたばこ税通商局（TTB=Alcohol and Tobacco Tax and Trade Bureau）⁹⁶ の輸入ライセンスの取得を要求する可能性がある。

個人での使用を目的として自分宛の大量出荷を意図している場合、米国に入る港⁹⁷に問い合わせる前に説明しておくことを税関国境保護局は勧める。

⁹⁵ <http://www.fms.treas.gov/>

⁹⁶ <http://www.ttb.gov/>

⁹⁷ <http://www.cbp.gov/xp/cgov/toolbox/ports/>

アルコール飲料の関税率は、ボトル／ケースなどの梱包単位に基づくものではなく、製品 1 リットル当たりのアルコールのパーセンテージに基づくものである。ワインやビールにかかる関税は、一般的に 1 リットル当たり 1～2 ドルと低いが、フォーティファイドワインや蒸留酒はかなり高い。関税率は、統一関税率表のチャプター22「飲料、蒸留酒、および酢」⁹⁸に規定されている。

内国歳入庁は、連邦物品税⁹⁹も徴収している。

家庭用品／身の回り品の一部としてワインのコレクションの持ち込みを意図している場合、これらの規則に従わなければならない。

●贈り物の郵送

依頼された品ではない善意による贈り物は、その適正な売価が 100 ドルを超えず、また同じ日にその受取人が 100 ドルを超える贈り物を受け取ることがない場合に限り、免税品として税関国境保護局を通関できる。(19 CFR の 10.152 節を参照)

アルコールをベースとする香水、またはタバコ製品を含む貨物の場合、その貨物全体の価値が小売価格で 5 ドル未満の場合を除き、免税扱いにはならない (19 CFR 10.153(e))。

贈り物に対する関税の免除は、自分宛に郵送した「贈り物」や、米国から注文して購入した「贈り物」には適用されない。また、一緒に国外旅行に出かけた 2 人以上の旅行者が郵送で相互に贈り物を交換する場合にも適用されない。ただし、これらの場合でも、個人使用品に対する 200 ドルの免税枠は適用される。

なお、価格が 100 ドル以下であるギフトパッケージ (複数のパッケージを 1 つにまとめたものも含む) は、包装の外側に「Unsolicited Gift (依頼品ではない贈り物)」と表示しておく、税関国境保護局の通関が円滑に進む。ギフトパッケージには、その他にも贈り主の名前、1 つにまとめたギフトの種類 (例: おもちゃ、セーター、ガラス製品)、各品目の正確で適正な小売価格、および個々の受取人の名前を表示しておく必要がある。

⁹⁸ <http://www.usitc.gov/publications/docs/tata/hts/bychapter/1000C22.pdf>

⁹⁹ http://www.ttb.gov/tax_audit/atftaxes.shtml

お断り

本報告書は、利用者の判断・責任においてご利用ください。万が一、本報告書に基づく事業展開で不利益等の問題が生じた場合、ジェトロは一切の責任を負いかねますのでご了承ください。